

第21節 留 学

第1 在留資格の審査

1 留学の在留資格について

留学生の受入れは、我が国と留学生の出身国・地域との相互理解と友好親善を増進させることができること、留学生の帰国後も、我が国で築いた人的ネットワークにより相互の政治、経済、学術、文化等に関する友好関係の強化が図られ、我が国企業の海外進出や貿易の促進等にもつながること、若者の活力が少子高齢化を迎えた我が国又は地域を活性化すること、更に、大学等を卒業後、我が国の企業への就職により、労働市場に優秀な人材を確保することにもつながること等である。このように留学生の受入れは様々な側面において大きな意義を有するものであり、その受入れが積極的に行われている。

出入国在留管理行政においても、同目標の実現のために円滑な受入手続を行っているところであるが、同時に、不法残留者、不法就労者等の増加を招くことのないよう留意する必要がある。

かかる観点から、適切な入学選抜や在籍管理を行うなどして不法残留者や不法就労者を発生させていない教育機関からの申請については迅速・円滑に処理し、他方で、適切な入学選抜や在籍管理ができていないために不法残留者や不法就労者を多数発生させている教育機関、虚偽申請又は虚偽の情報を提供するなどした教育機関からの申請、又は本邦での勉学を行う活動を目的とせずに、本邦での就労等を目的として入国・在留を図ろうとする者に係る申請に対しては厳正に審査することを基本方針とする。

2 該当範囲

入管法別表第1の4の表の「留学」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動

(1) 留学の在留資格に該当する範囲

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校の専門課程、高等課程若しくは一般課程、各種学校又は設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動が該当する。

（注）外国の政府機関や民間企業から派遣され、入学許可を受けずに本邦の教育機関で専ら指導を受ける活動（自ら研究等を行うのではなく、専ら指導を受ける活動）をする場合は、「留学」に該当しないときでも、「文化活動」、「研修」又は「短期滞在」に該当する場合があることに留意する。

（2）留意事項

「教育を受ける活動」に該当するためには、教育機関に在籍するだけでなく、勉学の意思及び能力を有していることが必要となる。

勉学の意思及び能力を有することの確認に当たっては、申請人の「学歴」又は「語学力」をもって行う。

3 基準

上陸基準省令に規定する許可要件は次の第1号から第8号までのとおり

第1号から第2号の2までは、「留学」の在留資格で上陸しようとするすべての外国人に適用される基準であり、第3号から第8号までは、外国人が教育を受ける機関等に応じて適用される基準であって、すべての者に適用される規定ではない。

（1）第1号について

- 一 申請人が次のいずれかに該当していること。
 - イ 申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校又は専修学校の専門課程に入学して教育を受けること（専ら日本語教育（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号。以下「日本語教育機関認定法」という。）第一条に規定する日本語教育をいう。以下この項において同じ。）を受ける場合又は専ら夜間通学して若しくは通信により教育を受ける場合を除く。）。
 - ロ 申請人が本邦の大学に入学して、当該大学の夜間において授業を行う大学院の研究科において専ら夜間通学して教育を受けること。
 - ハ 申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校若しくは専修学校の専門課程に入学して専ら日本語教育を受けること又は高等学校（定

時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。) 若しくは特別支援学校の高等部、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。) 若しくは特別支援学校の中学部、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。) 若しくは特別支援学校の小学部、専修学校の高等課程若しくは一般課程若しくは各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること(専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。)

ア 要件の内容

第1号は、申請人が同号のイ、ロ又はハのいずれかに該当し、以下の教育機関において入学して教育を受けること等を要件として規定している。

(ア) 大学(学校教育法第9章)

ここにいう「大学」には、学部(学校教育法第85条)のほか、大学の専攻科及び別科(同法第91条)、短期大学(同法第108条)、大学院(同法第99条)並びに大学附属の研究施設(同法第96条)が含まれる。

(イ) 大学に準ずる機関

卒業した者が大学の専攻科・大学院の入学に関して大学卒業者と同等であるとして入学資格を付与される機関(専修学校専門課程を除く。)、当該機関の教員が教育職俸給表(一)(一般の職員の給与に関する法律別表第六)の適用を受ける機関並びに設備及びカリキュラム編制において大学と同等と認められる機関(水産大学校、海技大学校(分校を除く。))、航海訓練所、航空大学校、海上保安大学校、海上保安学校、気象大学校、防衛大学校、防衛医科大学校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、航空保安大学校、職業能力開発短期大学校、国立海上技術短期大学校(専修科に限る。))、国立看護大学校、学校教育法施行規則第155条第1項第4号に基づき文部科学大臣がインターネットの利用その他の適切な方法により公示した外国の教育機関及び国際連合大学)のことをいう。

(注1) 大学に準ずる機関に訓練等の一環として一時的に入学するケースは、その受入形態・活動内容等により、他の在留資格(例えば「文化活動」)によるものとする。

(注2) 文部科学大臣が指定する専修学校専門課程を修了した者は、大学院の入学資格を付与されるが、これらの者が在籍する機関については、大学に準ずる機関ではなく専修学校として取り扱う。

(注3) 学校教育法施行規則第155条第1項第4号に基づき、文部科学大臣がインターネットの利用その他の適切な方法により公示する外国の教育機関については、文部科学省ホームページ参照。

(注4) 学校教育法施行規則第155条第1項第4号に基づき、文部科学大臣がインターネットの利用その他の適切な方法により公示しているもの以外の外国大学日本分校に入学する者が行おうとする活動は、当該機関の設置形態により学校教育法上の認可を得ている場合は「留学」に、認可を得ていない場合は「文化活動」にそれぞれ該当する。ただし、教育内容から外形的に、専ら日本語教育を行っているものと判断できる場合は、日本語教育機関に該当する可能性がある。

(注5) 国際連合大学については、学校教育法施行規則第156条第4号において、当該教育機関の課程を修了した者に対して大学院（博士課程）への入学資格を付与することが規定されている。

(注6) 職業能力開発校は、職業能力開発総合大学校等とは異なり、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することを目的とするものであることから、教育機関には当たらず、当該機関に受け入れられて技術等を修得する活動は「研修」に該当する場合があるが、「留学」の在留資格には該当しない。

(注7) 法令上、「大学校」の名称の使用を制限する規定等はなく、自動車大学校など専修学校、各種学校等が「大学校」の名称を使用している場合もあり、このような場合には、本来の教育機関の区別により適用する基準を判断する。

(注8) 警察大学校、管区警察学校、法務総合研究所、税務大学校、国立保健医療科学院、農業大学校、国土交通大学校、自治大学校、消防大学校、各自衛隊幹部候補生学校等の各省庁・地方自治体所管の教育・研究・研修機関において教育を受ける場合は、他の在留資格（例えば「研修」）によるものとする。

(ウ) 高等専門学校（学校教育法第10章）

高等専門学校の修業年限は5年（商船に関する学科については5年6月）である。入学資格は高等学校の入学資格と同じであり、学校教育法第118条、第57条、同法施行規則第95条に定められている。

(注) 独立行政法人国立高等専門学校機構が一括して選抜試験を実施する第3

学年編入学制度においては、12年の教育課程を修了した学生を第3学年（高等学校第3学年に相当）に受け入れることとしており、通常、修了まで3年を要する。

- (エ) 高等学校（定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）（学校教育法第6章、第7章）
- (オ) 特別支援学校の高等部（学校教育法第8章）
- (カ) 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）（学校教育法第5章、第7章）
- (キ) 特別支援学校の中学部（学校教育法第8章）
- (ク) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）（学校教育法第4章）
- (ケ) 特別支援学校の小学部（学校教育法第8章）
- (コ) 専修学校（学校教育法第11章）

① 課程

職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、①修業年限1年以上、②授業時数が所定時数（原則800時間）以上、③在籍40人以上、に該当する組織的な教育を行うもの（本邦に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）をいい、次の課程がある。

a 専門課程

高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等に対して、高等学校における教育の基礎の上に教育を行う。当該課程を置く専修学校は「専門学校」と称することができる。

b 高等課程

中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等に対して、中学校における教育の基礎の上に教育を行う。当該課程を置く専修学校は「高等専修学校」と称することができ、文部科学省の指定を受けた修業年限3年以上の高等専修学校を文部科学大臣が指定した日以後に修了した者に限り、大学への進学が可能である。

c 一般課程

高等課程又は専門課程の教育以外の教育を行うもの。

② 監督庁

市町村の設置する専修学校は都道府県の教育委員会が、私立の専修学校は都道府県知事がそれぞれ設置等の認可を行うとされている。

(注) 専修学校が行う教育に「付帯教育」があるが、これは法令上の根拠を有しない。したがって、当該教育を受ける者は「留学」の在留資格に該当しないこととなる。ただし、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件」(平成2年法務省告示第145号、以下「留学告示」という。)をもって定める機関(以下「告示日本語教育機関」という。)又は日本語教育機関認定法に基づき文部科学大臣の認定を受けた留学のための課程を置く日本語教育機関(以下「認定日本語教育機関」という。)において専ら日本語教育を受ける場合は、「留学」に該当する。

(サ) 各種学校(学校教育法第134条)

① 概要

学校教育に類する教育を行うもので、その備えるべき要件については各種学校規程(昭和31年文部省令第31号)に定められている。修業期間は1年以上、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、3月以上1年未満とすることができる。また、入学資格について学校教育法上の定めはない。

② 監督庁

市町村の設置する各種学校は都道府県の教育委員会が、私立の各種学校は都道府県知事がそれぞれ設置等の認可を行うとされている。

(シ) 日本語教育機関

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関で、専ら日本語教育を行うものであって、告示日本語教育機関又は認定日本語教育機関をいう。

(注1) 「設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関」とは、設備及び編制の観点から、おおむね各種学校規程に適合する教育機関をいう(後記(ス)においても同じ。)

① 「設備」

校地、校舎等の施設と校具・教具を合わせたものをいう。

② 「編制」

学校を組織する学級数、学校を組織する児童・生徒数、学校に配置すべき職員の組織をいう。

(注2) 従前から、外国において12年の学校教育に該当する教育課程を修了

した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う準備教育機関（課程）を留学告示で日本語教育機関とは別に掲載していたが、準備教育機関が認定日本語教育機関の対象となったため、日本語教育機関として取り扱うこととなった。

(ス) 設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関（日本語教育機関を除く。）

- ① 設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関（日本語教育機関を除く。）は、留学告示の別表第4に定める教育機関をいう。
- ② 設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関（日本語教育機関を除く。）を留学告示に定めるに当たっては、まず、当該教育機関が実施する実務的・専門的分野と密接な関係のある省庁が策定する審査基準に照らし、当該省庁において適格性を判断する。適格性があると判断される場合にはその旨入管庁へ通報され、入管庁は、当該通報について必要に応じて関係省庁との協議・連携・情報交換を行い、告示の検討・調整を行う。
- ③ 留学告示をもって定められているものには、経済産業省において「ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準」に照らし、適格性を判断されたファッションデザイン教育機関及び「アニメーション・マンガ・ゲーム教育機関の運営に関する基準」に照らし適格性を判断されたアニメーション・マンガ・ゲーム教育機関がある。

(注) 都道府県知事等の認可を受けていない教育施設から留学生（専ら日本語教育を受ける者を除く。）の受入れを希望するとして申出があった場合は、都道府県知事等の認可を受けるなどした教育機関に限り留学生の受入れを認める方針であることを説明する。

イ 用語の意義

(ア) 「入学して」（第1号イ、ロ及びハ）

教育機関から当該教育機関に在籍することを許可する文書を受けて入学することをいう。したがって、単に個人的に大学教授等に師事し、研究室で研究を行う場合等は該当しない。

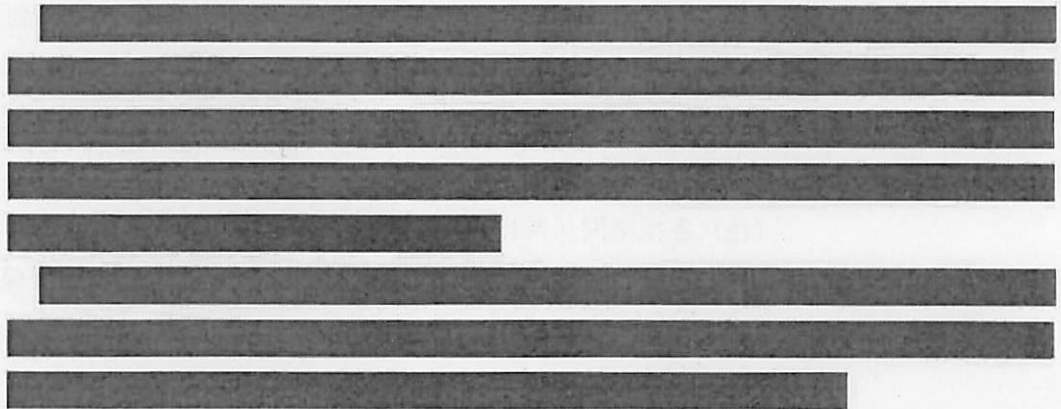
(注) 研究生は、法令上の根拠がなく、各大学の学則等に基づき特定の専門事項の研究等に従事することを許可された者で、大学院の入学試験等の準備期間として指導教員の指導のもと授業を受ける者等をいい、大学により、研究生、特別研究学生、研修生、専修生等の名称が付されている。研究生のうち、大学が行う入学選考に基づいて入学の許可を受けた者に限り「留

学」に該当する。なお、「留学」に該当しない研究生で、学術上の活動に従事する場合は「文化活動」に該当する場合があるため留意する必要がある。

(イ) 「専ら日本語教育」（第1号イ及びハ、第5号並びに第6号）

ここにいう「日本語教育」は、平成2年の当該規定の制定経緯及び日本語教育機関認定法における「日本語教育」の定義を踏まえ、受入れ時の日本語能力水準が日本語能力試験N2相当未満である者に対し行うもの（簡易な程度の日本語教育を受けようとするものを対象としているもの）を指す。

また、「専ら」の目安は、修了に必要な（又は履修）授業時間数の概ね7割以上を占めるものを指す。聴講については、年間の履修授業時間数に占める割合で判断するものとする。



(ウ) 「専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く」（第1号イ及びハ）

- ① 主として夜間通学して又は通信により教育を受けることを目的とする者については基準に適合しないとの趣旨である。したがって、例えば、他の在留資格をもって在留する者や高等学校の昼間部の生徒である「留学」の在留資格をもって在留する者が夜間部に通学したり、通信により教育を受けることは可能である。
- ② 昼夜間制等により、必修その他主要科目のほとんどが制度上又は個々の留学生の具体的な履修計画で専ら夜間の科目を履修することが想定される場合には、第1号における「専ら夜間通学して教育を受ける場合」に該当する。
- ③ 正規の校舎外の施設で、教員の立ち合い無く行われる授業は、第1号における「通信による教育」に当たる可能性がある。
- ④ 教育課程における登校日数等にかかわらず、都道府県等の所管庁において

通信教育として認可されている場合は、原則として「通信による教育」とする（事実上全日制と同等の通学状況であること等が確認できる場合を除く。）。

- ⑤ 感染症や災害の発生等の非常時において、本来のカリキュラムに沿って授業を予定どおり実施することが困難な場合であって、十分な対策等を講じたとしても対面授業を実施することが困難であると各教育機関が判断した場合においては、オンライン授業を実施しても差し支えない。

なお、当該オンライン授業を実施する場合は、双方向性を有し、対面授業に相当する効果が得られるよう、例えば、次に示すような体制が確保され、適切に受講されている必要がある。

- i 授業中、教員と生徒が、互いに映像・音声等によるやりとりを同時かつ双方向に行うこと

（注）各授業開始時に出席確認を取ることを含む。

- ii オンライン授業中に生徒の教員に対する質問の機会を確保すること
- iii 画面上の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒に教材等を準備するなどの工夫をすること
- iv 一度に授業を受ける生徒数や、担当する教員の要件等について、オンライン授業の特性を踏まえ、生徒数が過度に多くならないよう減員する等の工夫を行うこと

また、対面授業を実施することが困難であることについて、必要に応じて教育機関から説明を求め、オンライン授業を実施する妥当性が認められない場合には、当該機関に対して原則どおり対面授業を実施するよう指導する。

(2) 第2号について

二 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。

ア 要件の内容

第2号は、申請人の経費支弁能力に関する要件を規定している。申請人が本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を

有することを求めているが、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、申請人が当該手段を有することを求めない。

イ 用語の意義

(ア) 「本邦に在留する期間中の生活に要する費用」

学費、教材費、住居費、交通費、食費、その他一切の生活費のほか、渡航費用についても算入する。

(イ) 「資産、奨学金その他の手段」

預貯金等本人名義の処分可能な資産又は奨学金が該当する。

① 預貯金

申請人が自己の就業又は相続等により得た本人名義の預貯金をいう。

② 奨学金

国費・私費の奨学金はもとより、名称が「研究助成金」、「学習奨励金」、「生活援助金」等であっても、安定・継続して支給され、かつ、研究成果等の対価的な性格を有していないものであれば、奨学金とみなされる。

(注1) 資格外活動許可により本邦において得られる収入の見込額又は包括許可の範囲内の活動で得られる通常の収入額については、生活費用の一部（在留資格「留学」で安定継続的に在留するに足りる費用を除いた生活費）を補う手段の一つとして差し支えなく、学費・生活費の全額を資格外活動で賄うことは認められない。

(注2) 貸与型奨学金の留意事項については、入管庁ホームページ参照。

なお、給付型奨学金と称して、一定要件を満たさなくなった場合にこれまでの給付額の返済を求めるものについては、返済方法等が貸与型奨学金の留意事項に則しているか確認する。

(3) 第2号の2について

二の二 申請人が教育を受けようとする教育機関が、当該教育機関において教育を受ける外国人の出席状況、法第十九条第一項の規定の遵守状況、学習の状況等を適正に管理する体制を整備していること。

ア 要件の内容

(ア) 第2号の2は、申請人を受け入れる教育機関が適切に在籍管理を行う体制を有している必要があることを規定している。

(イ) 外国人留学生を受け入れる教育機関として、留学生の出席状況や資格外活動の把握、トラブル防止のための生活指導や退学時等の帰国指導等を行うことが

求められる。

イ 用語の定義

(ア) 「外国人の出席状況、法第十九条第一項の規定の遵守状況、学習の状況等を適正に管理する体制」

外国人留学生に対する在籍管理を適切に行う体制のことをいう。

外国人の出席状況を適正に管理する体制とは、例えば、授業ごとに出席を取っていること、指導教授が出席状況を把握していることなどをいう。

法第十九条第一項の規定の遵守状況を適正に管理する体制とは、例えば、アルバイトを希望する学生には資格外活動許可を取得するよう指導するとともに、アルバイトの内容（就労場所、就労時間、就労内容等）を把握していることなどをいう。

また、学習の状況等を適正に管理する体制とは、例えば、修学に必要な語学能力及び経費支弁能力を入学者選抜時に適切に確認することや、入学定員、教職員組織、施設整備等を考慮した適切な定員管理を行うことなどをいう。

なお、こうした在籍管理を適切に行う体制については、単に体制を整備するといったものでは足りず、申請人の出席状況の確認及び把握方法、アルバイトの内容（場所、時間、内容等）の把握方法や資格外活動等に係る指導等について、事実の調査等を実施した際に教育機関が具体的に説明できなければならない。

具体的には、各種ガイドラインや、本節に記載の事項を踏まえ、個別に判断する。

(注) 各種ガイドラインとは、全ての教育機関に適用される「『著しく不適切な受入体制』の考え方」、日本語教育機関に適用される「日本語教育機関の告示基準」及び「出席管理及び在留継続支援体制に係る認定日本語教育機関の運営に関するガイドライン」を指す。

なお、当面の間、大学については、文部科学省が策定した「大学における日本語等予備教育別科等に係る参照基準（ガイドライン）」も参照すること。

(イ) 「整備していること」

在籍管理を適切に行う体制がある程度整備されていても、多くの行方不明者を発生させている場合や、管理が厳格すぎるにより人権侵害行為を引き起こしている場合は、当該要件に適合しないものとする。

(4) 第3号について

三 申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合は、第一号イ又はロに該当し、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において一週間につき十時間以上聴講をすること。

ア 要件の内容

(ア) 第3号は、申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合の要件を規定している。

(イ) この場合には、第1号イ又はロに該当し、教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において一週間につき十時間以上聴講をすることが必要となるため、日本語教育機関において専ら聴講により教育を受けるような場合は該当しない。

イ 用語の意義

(ア) 「専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生」

専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生には、法令上の根拠を有する科目等履修生のほか、各大学の学則等に基づき認められているいわゆる聴講生を含む（以下、これらを「聴講生等」という。）。

なお、専修学校専門課程の科目等履修生及び聴講生は含まれない。

(注)

(イ) 「第一号イ又はロに該当し」

第一号イ又はロに該当するものに限定される。

専ら日本語教育を受ける者については、第1号ハに該当することから、専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受けることができないため、聴講科目を確認の上、専ら日本語教育を受ける状態になっていないか注意すること（正規生、国費留学生、学生交換計画その他これに準ずる国際交換計画に基づき受け入れる留学生を除く。）。

(ウ) 「教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け」

入学選考に基づいて入学許可を受ける必要があり、個々の教授が許可したのみでは本基準に適合しない。

(エ) 「一週間につき十時間以上聴講をすること」

1週間につき10時間すなわち600分以上聴講する必要がある。ただし、半期単位でしか履修登録できない大学の聴講生等からの申請については、前半期が週10時間以上であれば、適合性があるとして差し支えない。なお、聴講時間が10時間に満たない者については、学則等の制限により週10時間以上の履修登録ができない場合であっても本基準に適合しない。また、複数の教育機関において講義を受講する場合は、いずれか一つの教育機関において10時間以上の履修登録が必要である。

(5) 第4号について

四 申請人が高等学校において教育を受けようとする場合は、年齢が二十歳以下であり、かつ、教育機関において一年以上の日本語教育又は日本語による教育を受けていること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられて教育を受けようとする場合は、この限りでない。

ア 要件の内容

(ア) 第4号は、申請人が高等学校において教育を受ける場合に関する要件を規定している。

(イ) ただし書きが適用される場合を除き、申請人の年齢が20歳以下であって、教育機関において1年以上、主として日本語で教育を受けるか、日本語を学ぶ課程等で授業を受けていることが求められる。

(ウ) 他方、学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられる場合には、上記(イ)の要件を満たす必要はない。

(エ) 申請人が、日本語能力を必要としない形態で授業が運営される高等学校(いわゆる「国際バカロレア認定校」等)で教育を受ける場合は、学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられる場合に準じて取り扱うこととし、上記(イ)の要件を満たす必要はない。

なお、学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画については、下記イ(イ)において規定しているところ、日本語能力を必要としない形態で授業が運営される場合(実質的にインターナショナルスクールである場合等)につい

ては、広く外国人留学生を募集する予定であり、その都度各国の機関等と計画書等を策定することが困難であると認められる場合は、一方的に生徒を受け入れる内容の計画書等であっても同規定を満たすものとして取り扱うこととする。

イ 用語の意義

(ア) 「教育機関」

本邦の学校教育法に定める教育機関及び日本語教育機関（基準第6号に適合するものに限る。）のほか、文部科学省認定等在外教育施設、外国において正規の教育機関として国又は地方政府から認可・認定を受けているなど、我が国における教育機関に相当する機関を含む。

[Redacted text block]

(イ) 「1年以上」

「1年以上」の程度については、単に正規の教育課程の第二言語として日本語に関する授業を受けるのみではならず、本邦の中学校における「特別の教育課程」又は本邦の日本語教育機関での教育課程程度の日本語教育が行われる必要がある。

[Redacted text block]

(ウ) 「日本語教育」

日本語を専門としている課程等を設置している正規の教育機関や現地の日本語学校において1年以上の日本語教育を受けている場合は、基準を満たしているものと判断して差し支えない。

[Redacted text block]

(エ) 「学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画」

① 本邦の高等学校と本国の教育機関が相互に生徒を受け入れるものであって、一方的に生徒を受け入れるものではないことが必要となる。ただし、「これに準ずる国際交流計画」に基づいて、学業、スポーツに関して優れた者等を

特待生等として選抜基準、選抜方法を定め、学費・生活費等を補助し、授業に適応するための支援体制を整えた上で受け入れる場合はこの限りでない。

- ② 相互に生徒を受け入れるものとして（上記ただし書の場合は生徒を受け入れるものとして）、選考（選抜）基準、選考（選抜）方法に関する事、学費、生活費等の費用負担・補助等に関する事、教育内容（カリキュラム）に関する事、生徒の指導・支援体制に関する事、住居・宿舎に関する事が具体的に定められる必要がある。
- ③ 「その他これに準ずる国際交流計画」には、我が国の民間交流団体の行う交流事業であって、公益性が高い場合も含まれる。

(6) 第4号の2について

四の二 申請人が中学校若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部において教育を受けようとする場合は、次のいずれにも該当していること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒又は児童として受け入れられて教育を受けようとする場合は、イ及びロに該当することを要しない。

イ 申請人が中学校において教育を受けようとする場合は、年齢が十七歳以下であること。

ロ 申請人が小学校において教育を受けようとする場合は、年齢が十四歳以下であること。

ハ 本邦において申請人を監護する者がいること。

ニ 申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人生徒又は児童の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。

ホ 常駐の職員が置かれている寄宿舎その他の申請人が日常生活を支障なく営むことができる宿泊施設が確保されていること。

ア 要件の内容

第4号の2は、申請人が中学校、小学校又は特別支援学校の中学部又は小学部において教育を受ける場合に関する要件を規定している。

- (ア) 申請人が中学校において教育を受ける場合には、申請人の年齢が17歳以下であること、また、申請人が小学校において教育を受ける場合には、申請人の年齢が14歳以下である必要があるが、学生交換計画その他これに準ずる国際交流

計画に基づき生徒として受け入れる場合には、前述の年齢要件を満たす必要はない。

- (イ) 申請人が低年齢であることから、親権者の同意が取れていること（学生交換計画を策定している場合を除く。）、本邦において申請人を監護する者がいること、教育機関に生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること、常駐の職員が置かれている寄宿舎等の宿泊施設が確保されていることが求められる。

イ 用語の意義

(ア) 「申請人を監護する者」

本邦における申請人の親代わりとなる者で、申請人の在学中、安定的かつ継続的に監護することができる必要があり、寄宿舎の寮母、本邦に在留している正規在留中の親族やホームステイ先の世帯主等がこれに該当する。

- (注1) 「申請人の親代わりとなる者」とは、申請人と同居している又は同居が見込まれ、衣食住を含めて日常的に申請人を監護するものと認められる者をいう。

「申請人の在学中、安定的かつ継続的に監護することができる」とは、原則として、日本人又は現に有している在留資格が次のいずれかに該当する者若しくは特別永住者が該当する。

- ① 入管法別表の第1の1、第1の2及び第1の3の表の上欄の在留資格（外交、公用、特定技能（第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）、技能実習及び短期滞在を除く。）をもって在留する者
- ② 入管法別表第2の表の在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者配偶者等及び定住者）をもって在留する者
- ③ 在留資格「特定活動」をもって在留する者のうち、家族帯同が可能な類型として活動を指定されている者

ただし、在留資格「特定活動」が許可され本邦に在留する外国人のうち、その在留目的上、当面の間に限って、又は暫定的な立場で本邦在留を認められる者については、「申請人の在学中、安定的かつ継続的に監護することができる」に該当するものとは認められない。（例：難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はそれらの審査請求を行っている者、本国における情勢不安を理由に本邦に在留を希望し緊急措置として本邦在留が認められている者、出国準備期間として在留期間が付与された者、大学等を卒業した留学生が卒業前から引

き続き行っている就職活動を継続する目的で本邦在留が認められている者、特定活動告示44号に規定する活動を行う者（外国人起業家）

(注2)

(イ) 「常駐の職員が置かれている寄宿舍その他の申請人が日常生活を支障なく営むことができる宿泊施設」

申請人の身の回りの世話が行われることが確保されていることが前提であり、申請人の通学先の寄宿舍、近隣の親族宅やホームステイ先が該当する。ホテルや旅館といった一般的な宿泊施設は、低年齢の申請人が単独生活をする施設には適さず、これには当たらない。

(注)

(7) 第5号について

五 申請人が専修学校又は各種学校において教育を受けようとする場合（専ら日本語教育を受けようとする場合を除く。）は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合は、イに該当することを要しない。

イ 申請人が外国人に対する日本語教育を行う教育機関で法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定めるもの（以下この項において「告示日本語教育機関」という。）若しくは認定日本語教育機関（日本語教育機関認

定法第三条第一項に規定する日本語教育機関をいう。)に置かれた留学のための課程(認定日本語教育機関認定基準(令和五年文部科学省令第四十号)第二条第一項に規定する留学のための課程をいう。以下この項において同じ。)において一年以上の日本語教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者又は学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園を除く。)において一年以上の教育を受けた者であること。

ロ 申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。

ア 要件の内容

(ア) 第5号は、申請人が専修学校又は各種学校において教育を受ける場合(専ら日本語教育を受ける場合を除く。)に関する要件を規定している。

(イ) ただし書きが適用される場合を除き、申請人に、告示日本語教育機関又は認定日本語教育機関における日本語学習歴、日本語能力の試験による証明又は学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)における学習歴のいずれかがあること及び教育機関に生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていることが求められる。

(ウ) 外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける場合には、(イ)のうち日本語能力等の要件を満たす必要はない。

イ 用語の意義

(ア) 「外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関」

いわゆる「インターナショナルスクール」のことをいう。

(注) 「外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関(インターナショナルスクール)」に入学する者について、上陸許可基準には、外国人の年齢に関する規定は設けられていないが、初等教育又は中等教育を受けようとする幼少・若年の外国人を対象としていることから、年齢が20歳超の外国人から申請があったときは、その者の経歴、入学して勉学しようとする理由、卒業後の予定等を確認する。

(イ) 「法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定めるもの若しくは認定日本語教育機関に置かれた留学のための課程において一年以上の日本語の教育を受けた者」

当該外国人が在学していた時点において告示日本語教育機関又は認定日本語教育機関において一年以上の日本語教育を受けた者をいい、これには当該教育機関が在学中に告示若しくは認定された場合又は告示から削除され若しくは認定を取り消された場合も含まれる。

なお、一年以上のコースで実際に一年以上日本語教育を受けたことが必要である。また、本要件の日本語教育機関における日本語教育は、当該告示や認定の前提となったコースに入学する必要がある。

(注) 本要件において、日本語教育機関において一年以上の日本語教育を受けたことが規定されているところ、日本語能力のレベルについて明示的には上陸基準で規定していないが、専修学校・各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を有していることが必要であることに違いはなく、修学に必要な日本語能力が明らかに不足している者については、教育を受ける活動が適切に行われることを慎重に判断する必要があることに留意する。

(ウ) 「専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者」

公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験のN2相当以上の試験に合格した者が該当する。該当する試験については、入管庁ホームページ参照。

(エ) 「学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）」

本邦に所在する日本の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校をいう。

(8) 第6号及び第8号について

六 申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校、専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語教育を受けようとする場合は、当該教育機関が告示日本語教育機関又は認

定日本語教育機関であること（当該教育機関が認定日本語教育機関である場合にあっては、留学のための課程において日本語教育を受けるものに限る。）。

- 八 申請人が設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語教育を受けようとする場合を除く。）は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。

第6号及び第8号は、申請人が、日本語教育機関又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる機関（日本語教育機関を除く。）において教育を受けようとする場合は、当該教育機関が留学告示（別表第1及び第4）に定められているか、認定日本語教育機関である必要があることを規定している。

「専ら日本語教育を受けようとする場合」に該当するかは、「『専ら日本語教育を受けようとする場合』の判断基準に係るガイドライン」を参照する。

4 審査のポイント

(1) 在留資格の決定時

ア 教育機関及び入学・在学事実

- (ア) 申請書（申請人等作成用）の「通学先」及び申請書（所属機関等作成用）から、申請人が入学又は在学する教育機関が、学校教育法上の位置付け等で、入管法別表に規定され、基準第1号及び第2号の2に適合した教育機関に該当することを判断する。

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校、専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語教育を受けようとする場合は、基準6号の規定に適合し、設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語教育を受けようとする場合を除く。）は、第8号の規定に適合する教育機関である必要がある。

教育機関の名称のみならず、告示日本語教育機関又は認定日本語教育機関の課程・コース等の名称と一致するか確実に確認する。

- (イ) 単に教授等に師事するものではなく、教育機関への入学・在学事実があることを申請書（所属機関等作成用）から確認する。

(注) 必要に応じて、入学許可書又は在学証明書により確認する。なお、公立の小中学校に入学を希望する者については、住民基本台帳に登載されるまでは、通学先は決定しない。この場合、居住する予定の市（特別区を含む。）

町村の教育委員会が作成した通学予定先について説明する文書を入学許可書に代わるものとして扱う。

イ 本人の勉学の意思・能力（入管法別表の「教育を受ける活動」に関する事項）

（ア）次の申請にあつては、申請人から提出される資料から、「学歴」又は「語学力」を有することを確認する。

- ・ 教育機関の選定（以下「選定」という。）における慎重審査対象校（以下「慎重審査対象校」という。）である教育機関に係る申請
- ・ 選定における適正校（クラスII）に係る申請であつて、かつ、慎重審査対象国からの申請

（注1）「慎重審査対象国」とは、経済水準や不法残留者の発生状況等を踏まえて本庁が指定する国・地域以外をいう。詳細は入管庁ホームページ参照。

（注2）

① 「学歴」について

必要に応じて、最終学校の卒業証明書、履歴書又は日本語を学ぶ理由及び本人の経歴等を記載した入学願書の写し等の提出を求め、高等教育機関の卒業事実（又は中国大学統一試験結果）の確認を行う。また、申請人が卒業予定である場合は、卒業見込みであることを証する文書（卒業見込み証明書）の提出を求めた上、卒業した事実を確認できる文書（卒業証明書等）を追完させ、確認を行う。

（注1）中国の大学の卒業事実については、「全国学位及び研究生教育発展センター」（<http://www.cdgd.edu.cn/>）又は「中国高等教育学生信息网」（<http://www.chsi.com.cn/>）において、卒業事実の証明を受けることが可能となっている。

（注2）入学資格については入管法令上の基準がなく、一義的には各教育機関が判断するものであることから、適正な選抜を行っている限りにおいては、入学許可を尊重する。適正な選抜を行っていない場合は、本庁に報告するとともに、学歴に係る本国照会あるいは学校の選抜状況等について当該教育機関から事情聴取等を行うものとする。

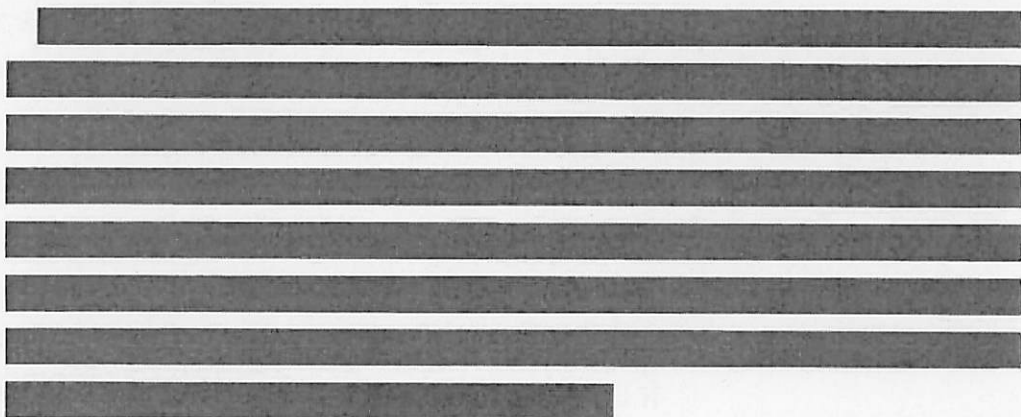
なお、在留諸申請において求められている提出書類を入管法施行規則で規定していること及び教育機関の選定を実施していることの趣旨に鑑み、選定結果によって提出が省略されている場合であっても、（語学能力を含む）修学能力及び経費支弁能力については、教育機関側において選抜時に書面や面接等で確認することが必要となる。

（注3）日本語教育機関に係る申請については、本国の教育機関を卒業する見込みであっても申請可能とする。ただし、本国において高等学校を卒業していない場合は、準備教育課程又は文部科学省認定等在外教育施設（高等部に限る。）を卒業又は修了した場合を除き、原則として本邦の高等教育機関に進学できないことから、入学しようとする日本語教育機関が大学等又は専修学校専門課程に置かれている場合は、大学等又は専門学校で個別に入学資格の審査をする場合を除いては入学要件を欠く。

また、日本語教育機関が大学等又は専修学校専門課程に置かれていない場合、修了後に大学等又は専修学校専門課程へは進学できないこととなる。このため、申請人が本国において高等学校を卒業できない事実を把握した際には、申請人に在留資格認定証明書を交付する前に、入学選考の状況や卒業後の希望進路等について日本語教育機関を介するなどして申請人に確認する。

② 「語学力」について

日本語学習歴又は日本語試験結果を証する文書を提出させ、入学しようとする教育機関に応じて必要な日本語能力を有することの確認を行う。当該語学力を求めるのは、日本で勉学をし、生活をするためには通常一定程度以上の日本語の能力を要するからである。



(注) []の結果の真偽照会については、第12編第2章第1節第11参照。

「語学力」の目安は次のとおりとする。

なお、当該目安に該当する試験については、入管庁ホームページ参照。

【大学（短期大学及び大学院を含む。）若しくは大学に準ずる機関又は高等専門学校において日本語で授業を受け又は研究の指導を受けようとする者（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）】

日本語能力試験N2相当以上を目安とする。

(注) 当該試験N2の基準としては、やや高度の文法・漢字（1,000字程度）・語彙（6,000語程度）を習得し、一般的な事柄について、会話ができ、読み書きができる能力（日本語を600時間程度学習し、中級日本語コースを修了したレベル）

【日本語教育機関に入学しようとする者】

「日本語教育の参照枠」におけるA1相当以上の日本語能力を目安とする。

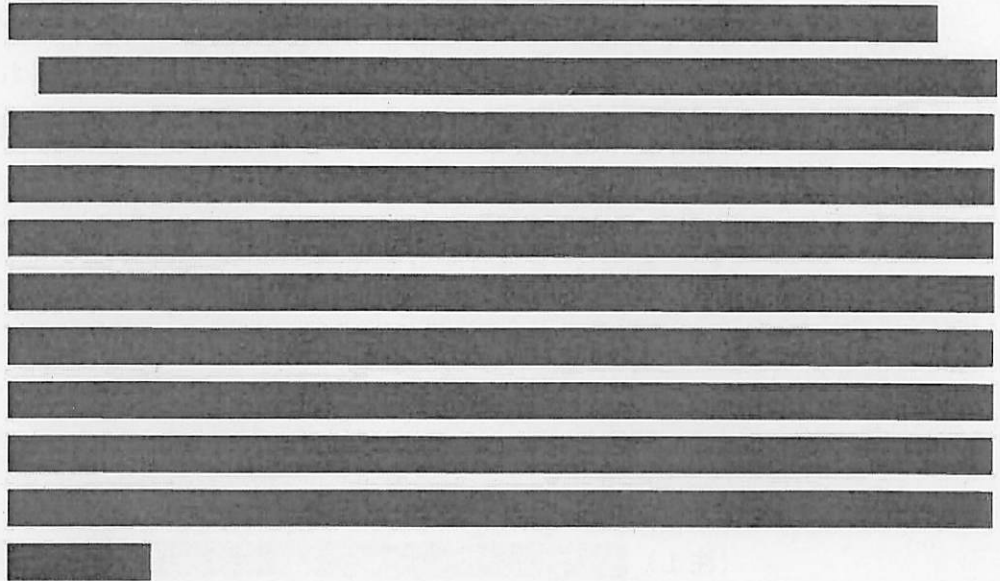
なお、日本語教育機関に係る申請について、日本語能力を有することを日本語試験結果を証する文書により証明しようとする場合、地方出入国在留管理局提出用の証明書を作成している試験については、当該地方出入国在留管理局提出用の証明書を提出するよう努めさせる。

(注1) A1レベルを習得した者の熟達度は、「具体的な要求を満足させるための、よく使われる日常表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。自分や他人を紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人情報について、質問をしたり、答えたりできる。もし相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。」程度のものであり、日本語を150時間程度学習した者が到達するレベルである。

(注2) 日本語教育機関に入学しようとする海外居住者に対するオンライン授業について

本邦の日本語教育機関が海外に居住する者に対して行うオンライン授業について、当該オンライン授業が、同時かつ双方向性を有し、対面授業に相当する効果が得られるよう適切に授業を行う

体制が確保され、適切に受講されていれば、日本語教育機関に入学しようとする者の日本語履修歴として認める。



【日本語能力要件の免除について】

申請人が以下の a から d までの要件を全て満たすとともに、申請人が教育を受ける本邦の大学が以下の e 及び f の要件を満たす場合には、当該大学の日本語別科に入学し、又は課程（別科を除く。）に進学しようとする申請人について、通常申請人に求められる日本語能力要件（「日本語教育の参照枠」の A1 相当（授業時間 150 時間）以上及び日本語能力試験 N2（2 級）相当（授業時間 600 時間）以上）を免除する（各種確認書（及び各種確認書の代わりとなる日本語能力又は日本語学習歴を証する書類）の提出を不要とする。）。

- a 本邦の大学の別科入学から課程（別科を除く。）修了までの学費（入学金、授業料、教材費等）が、当該大学、国の機関等から全額申請人に支給されることとなっていること（原則、返済不要のもの）
- b 寮へ入寮する場合は、入寮中の寮費が、本邦の大学、国の機関等から全額申請人に支給されることとなっていること（原則、返済不要のもの）
- c 送出国の大学の推薦を得ており、課程（別科を除く。）修了後（課程修了者が当該課程に関連する業務に従事しようとする場合に法令上研修が義務付けられている場合は、当該研修を受ける期間を含む。）、帰国して本邦の大学で学んだ知識等を本国等に持ち帰って還元すること（国際貢献）が見込まれること

- d 上記 a から c までについて、本邦の大学、国の機関等と学生との間で文書による合意が行われていること
- e 大学の別科から同一の大学（別科を除く。）進学後の課程の初年度において、履修科目の過半数について外国語で授業が行われること
- f 受け入れる本邦の大学（別科含む。）について、在籍管理上不適切と認められる事情がないこと（適正校の選定を受けている大学（別科含む。）のみが対象となり得る。）

【専修学校、各種学校（「留学」の在留資格に係る上陸許可基準第5号本文のただし書の適用を受ける場合を除く。）又は各種学校に準ずる機関に入学しようとする者（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）】

「留学」の在留資格に係る上陸許可基準第5号のイの基準を満たす語学力を有すること。

(注1)

(注2) 設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受ける場合（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）でも、日本語で教育を受けるためには、一定の日本語能力が必要であることから、専修学校又は各種学校に入学しようとする者と同様の日本語能力を求めることとする。

(イ) 上記(ア)以外の申請

本人の出入国歴、在留資格認定証明書不交付歴から、本邦に入国する目的に明らかに疑義が認められる場合を除き、原則として申請人の学力等を認めて入学を許可した当該教育機関の第一次判断を尊重することとし、入学許可事実をもって当該意思・能力を有しているものと推定し、申請書（申請人等作成用・所属機関等作成用）により確認する。

(ウ) その他の留意事項

[Redacted text block]

上記（ア）及び（イ）までの規定にかかわらず、外国の大学（短期大学及び大学院を含む。）を卒業した者については、特に否定する証拠がない限り、勉学的意思・能力を有するものとして扱う。ただし、専修学校又は各種学校（「留学」の在留資格に係る上陸許可基準第5号本文のただし書の適用を受ける場合を除く。）に入学する者（専ら日本語教育を受けようとする場合を除く。）については、上陸許可基準省令第5号のイに適合する必要があることに留意する。

外国の大学（短期大学及び大学院を含む。）を卒業していない者であっても、日本語教育機関に入学する者で、 [Redacted text block]

ウ 経費支弁能力（基準第2号に関する事項）

次の申請にあつては、申請書のほか、申請人から提出される下記の資料から、経費支弁能力を有することを確認する。

（ア）慎重審査対象校である教育機関に係る申請

次の資料から、生活費及び学費を支弁し得る資産又は継続して得られる資金を有しているか判断する。なお、複数の支弁方法を有する場合は、それらすべてについて資料を提出させる（下記（イ）において同じ。）。

- ① 経費支弁するに至った経緯等を明らかにする資料（経費支弁書）
- ② 経費支弁者と申請人の関係を立証する資料

- ③ 預貯金残高証明書
- ④ 資金形成経緯を明らかにする資料
- ⑤ 経費支弁者の職業を立証する資料
- ⑥ 経費支弁者の収入を立証する資料
- ⑦ (奨学金を受ける場合) 奨学金の給付に関する証明書

(注1) [Redacted]

(注2) 奨学金の給付に関する書類については、原則として次の資料を求めることとする。詳細は入管庁ホームページ参照。

- ① 奨学金受給決定通知書等の写し
- ② 経費支弁書(奨学金以外の方法により支払うこととなる費用について、現に有する預貯金等により支弁可能であると確認できる書類)
- ③ 奨学金の貸与・給付条件(及び返済条件)を規定している資料
- ④ 奨学金の貸与・給付に係る契約書の写し
- ⑤ 奨学金の支給回数等具体的な貸与・給付方法を説明する資料
- ⑥ 奨学金を貸与・給付する法人の登記事項証明書

(注3) [Redacted]

(注4) [Redacted]

(イ) 適正校（クラスⅡ）の日本語教育機関、専修学校、各種学校又は各種学校に準ずる機関に係る申請であって、かつ、慎重審査対象国からの申請

上記（ア）の資料のうち一部を省略した上で提出を求め、生活費及び学費を支弁し得る資産又は継続して得られる資金を有しているか判断する（資料の詳細は、第31節別表を参照）。

(ウ) 高等学校、特別支援学校の高等部、中学校、特別支援学校の中学部、小学校及び特別支援学校の小学部に係る申請

申請書により判断するとともに、必要に応じて上記（ア）の資料等を求める。

(エ) 上記（ア）、（イ）及び（ウ）以外の申請

教育機関が初年度の入学金及び授業料を支払い得るとして入学を許可した事実を尊重し、経費支弁能力を有するものとして取り扱い、原則として申請書（申請人等作成用）「滞在費の支弁方法等」から判断する。詳細は第31節別表参照。

エ 教育機関の設置形態等による個別事項

(ア) 夜間大学院に入学を許可された者

大学側に管理体制を説明した文書を提出させ、基準第1号口に適合することを確認する。なお、大学の在籍管理体制については、単に体制を整備するといったものでは足りず、申請人の出席状況の確認及び把握方法、アルバイトの内容（場所、時間、内容、報酬等）の把握方法や資格外活動等に係る指導等について、具体的に明示されなければならない。

(イ) 専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生

履修届の写し又は聴講科目及び聴講時間を証する文書を提出させ、基準第3号に適合することを確認する。

また、本邦の高等教育機関の学位又は称号を有さない者が日本語による授業を聴講しようとする場合は、原則として、日本語能力試験N2相当以上の語学力を有していることを確認する。

（注）専ら聴講による教育を受けない研究生の場合は研究内容を証する文書により勉学の目的を確認する。

(ウ) 高等学校に入学を許可された者

日本語学習歴を証する文書又は学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に関する資料を提出させ、基準第4号に適合することを確認する。

また、申請人が本国法における未成年者である場合は、親権者の同意を得ていることを確認する（学生交換計画を策定している場合を除く。）。

なお、学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画による場合であつて、計画を結ぶ相手方が本国における民間の留学生派遣機関等であるときは、相互に生徒を受け入れるものであるか、計画が具体的であるかについて慎重に審査する。

(エ) 中学校若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部に入学を許可された者

申請人の本邦における滞在先について、寄宿舎の場合はパンフレット、ホームステイの場合は間取り図等の滞在先の概要が分かる資料を提出させ、基準第4号の2に適合することを確認する。

なお、日常生活を支障なく営むことができる宿泊施設は、申請人の身の回りの世話が行われることが確保されていることが必要である。

また、未成年者の保護の観点から、監護者に関する資料の他、親権者の同意書についても確認する必要がある。

(オ) 大学に入学を許可された者（専ら日本語教育を受ける疑義のある者）

専ら日本語教育を受ける者であるかを判断するため、日本語能力試験N2相当未満の日本語能力水準で専ら日本語教育を受けようとする場合は、必要に応じて、交換留学生又は国費留学生のみを受け入れる課程であることを証明する書類を確認する。

(カ) 介護福祉士養成施設、看護師等養成学校等に入学を許可された者

介護福祉士を養成する専門学校（以下「介護福祉士養成施設」という。）、看護師等を養成する専門学校（以下「看護師等養成学校」という。以下、保健師・助産師等に対し医療系実習を行う養成所等を含む。）、看護師等養成学校の准看護師課程（以下「准看護師養成学校」という。）、高等学校の衛生看護科、看護高等専修学校においては、「昼間定時制」等で受け入れ、通常4時間程度授業（カリキュラム上の実習を含む。）を行い、その他の時間（午前及び夕方以降）は1日8時間程度医療機関等においてカリキュラム外の実習と称して実習期間外でも常時稼働させる等の事案が発生したことから、受入機関に対し調査を行った上で、

↓

- ・ 特定施設等での稼働を前提とするものではないこと（実習期間を除く。）。
- ・ 受け入れられる学生の数がその指導の及ぶ範囲を超えるものではないこと

を確認することとする。准看護師養成学校等への進学を予定して、日本語教育機関に入学を希望する外国人からの在留資格認定証明書交付申請についても、同様に扱う。

なお、進学（予定）先を「医療関係の学校」等とのみ陳述している場合は、具体的学校等の名称を明らかにさせる等入国目的の把握に努めること。

オ 単身で生活しようとする未成年の留学生（小中学生を除く。）に係る在留審査

18歳未満の留学生は民法上未成年であり、父母の親権に服す年齢であるため教育機関の受入れ体制を慎重に審査する必要がある。したがって、18歳未満の留学生が単身で生活をする場合（寄宿舎に入寮するなどし、寮母等が留学生の生活のサポートをするなど実質的に単身で生活するとは認められない場合を除く。）には、当該留学生が安定的かつ継続的に「留学」の活動を行うため、学校職員や本邦の親族等が当該留学生の身の回りの世話や生活上の相談及び助言等を行う体制が確保されていることを在籍予定の教育機関が具体的に確認していることを審査において確認する。

カ

[Redacted text block]

キ 技能実習を終了した者又は終了予定の者からの在留資格認定証明書交付申請
技能実習で学んだ技能等が、母国において活用されていることを確認する。

[Redacted text block]

[Redacted]

ク 特定技能（元技能実習生）からの在留資格変更許可申請

[Redacted]

(2) 在留期間の更新時

ア 教育機関及び入学・在学事実
在留資格の決定時の項に同じ。

イ 本人の出席・成績状況

(ア) 教育機関（前回在留諸申請以降に所属していた全ての教育機関を含む。）における出席証明書、成績証明書又は単位取得証明書等を求め、出席及び成績状況に応じた審査を行う。

過去の勉学状況が良好なものについては柔軟な審査を行い、進学した場合はその前後の専攻の関連性は厳格に問わない。

(イ) 次のいずれかに該当する場合は修学状況が不良であるので相当性がないものとする。

① [Redacted]

(注1) [Redacted]

(注2) [Redacted]

[Redacted text block]

(注3) [Redacted text block]

② [Redacted text block]

③ [Redacted text block]

(注1) [Redacted text block]

(注2) [Redacted text block]

④ 留年又は休学している者については、教育を受ける活動を行っているかにつき、慎重に審査を行う。

(注1) [Redacted text block]

[Redacted text block]

(注2) [Redacted text block]

(注3) [Redacted text block]

ウ 経費支弁能力

(ア) 慎重審査対象校である教育機関に係る申請であって、かつ、慎重審査対象国からの申請である場合

支出状況及び収入状況を明らかにする資料（滞在費支弁に関する申告書）並びに以下の提出資料から、本邦において学習し生活するのに十分な経費を支弁し得る資産又は継続して得られる資金を有しているか確認し、本人以外の者が支弁する場合は支弁するに至った経緯を明らかにさせる。

さらに、経費として支弁するための資金を形成するに至った過程を明らかにさせ、在留中の経費を安定・継続して支弁する能力を有しているか確認する。

(注1) [Redacted text block]

(注2) 申請人又は被扶養者が資格外活動許可により得た預貯金も経費支弁能力の一部として認める。

(注3) 送金による場合は、その事実の有無を確認する。

(注4) [REDACTED]

① 本人支弁の場合

- a 直近の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（アルバイトを1年以上行っている場合）
- b 給与明細書の写し（アルバイトを行った期間が1年未満である場合又はaについて明らかに前年1年分の給与額が反映されていない課税納税証明書の提出があった場合）
- c 本国での収入又は資産の額を証明する資料（自らの本国での収入又は資産により支弁している場合）

② 他人支弁の場合

- a 本国からの送金による場合は、送金証明書
- b 本国から携行者が持ち込んだ場合は、外国人が携行者のときは在留カードの写し等身分を証明する資料、日本人が携行者のときは運転免許証又は健康保険証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る。）
- c 本邦に居住する者が支弁する場合は、送金証明書及び支弁者の収入証明書
- d 支弁者との関係を明らかにする資料

③ 奨学金を受ける場合

- a 奨学金の給付に関する証明書

(イ) 直近の在留期間更新許可申請において資格外活動許可に係る指導を受けている者、資格外活動その他の法違反に係る情報提供がある者、過去の在留状況に問題がある者等、経費支弁能力に疑義のある者からの申請の場合

上記（ア）と同様に確認する。

(ウ) 適正校（クラスⅡ）の日本語教育機関、大学（正規生を除く）、専修学校、各種学校又は各種学校に準ずる機関に係る申請であって、かつ、慎重審査対象国からの申請

支出状況及び収入状況等を明らかにする資料（滞在費支弁に関する申告書）から経費支弁能力等に疑義がないか確認し、必要に応じて上記（ア）の資料等を求め、本邦において学習し生活するのに十分な経費を支弁し得る資産又は継

続して得られる資金を有しているか確認する。

(エ) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(オ) 上記 (ア) ないし (エ) 以外の場合、入学又は在学を許可されている事実をもって経費支弁能力を有するものとして、申請書（申請人等作成用）「滞在費の支弁方法等」により確認する。

申請人が奨学金を受ける場合は、奨学金の給付に関する証明書の提出を求め、経費支弁能力の有無を確認する。

エ 教育機関等の形態による個別事項

在留資格の決定時の項に同じ。

オ その他

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

5 立証資料

第31節別表による。

6 在留期間

在留期間については、次のとおり決定する。

(1) 在留資格の決定時

ア 在留資格「留学」に係る基準省令第1号イ又はロに該当する者

申請人 在籍予定期間	下記(ア)該当者		下記(イ)該当者
	国費留学生等 及び博士課程（後 期）入学予定者		
4年以上	4年3月	2年3月	1年3月
3年3月以上4年未満	4年	2年	1年
3年以上3年3月未満	3年3月	2年3月	1年3月

2年3月以上3年未満	3年	2年	1年
2年以上2年3月未満	2年3月		1年3月
1年3月以上2年未満	2年		1年
1年以上1年3月未満	1年3月		6月
6月以上1年未満	1年		6月
3月以上6月未満	6月		
3月未満	3月		

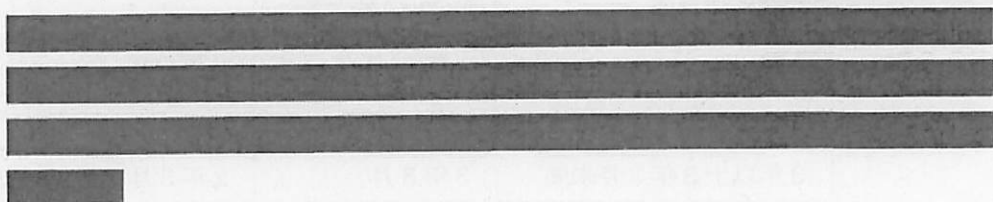
イ 在留資格「留学」に係る基準省令第1号ハに該当する者

申請人 在籍予定期間	下記(ア)該当者	下記(イ)該当者
1年以上	1年3月	6月
6月以上1年未満	1年	6月
3月以上6月未満	6月	
3月未満	3月	

(ア) 次の①から③までのいずれをも満たす者

- ① 申請人が入学して教育を受けようとする機関が、「適正校」としての選定を受けている教育機関又は問題在籍者の発生状況に特段の問題のない教育機関（高等学校、中学校、小学校及び特別支援学校に限る。）であること。
- ② 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行していること（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）。
- ③ その他在留中の活動状況等を確認すべき特段の事情がないこと。

(注) 上記①から③までを満たす者のうち、国費留学生、外国政府派遣の留学生、JICAプログラムのうち大学等において在留資格「留学」で受け入れられるもの及び博士課程（後期）入学予定者である者に限り、在籍予定期間に応じ、3年以上の在留期間を決定する対象とする。



(イ) 上記(ア)の①から③までのいずれかを満たさない者

(注) 聴講生等にあつては、上記の取扱いにかかわらず、決定する在留期間は最長1年3月とする。下記(2)の在留期間の更新時に同じ。

※1 申請人が各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

2 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

3 [Redacted]

(1) [Redacted]

ア [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

イ [Redacted]

[Redacted]

(2) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(2) 在留期間の更新時

許可後の在留期間の満了日が、在籍予定期間の終了日(卒業日等)の翌月の末日(例:3月卒業の場合は4月30日)を含む最短の在留期間となるよう月単位で決定する。

なお決定する最長の在留期間は以下のとおり。

ア 在留資格「留学」に係る基準省令第1号イ又はロに該当する者

① 下記(ア)該当者

4年3月

② 下記(イ)該当者

2年3月

③ 下記(ウ)該当者

1年3月

イ 在留資格「留学」に係る基準省令第1号ハに該当する者

① 下記(ア)又は(イ)該当者

1年3月

② 下記（ウ）該当者

6月

(ア) 下記（イ）の①から④までのいずれをも満たす者のうち、在学状況が極めて良好である [redacted] こと。

(イ) 次の①から④までのいずれをも満たす者（上記（ア）該当者を除く。）

① 申請人が教育を受けようとする機関が、「適正校」としての選定を受けている教育機関又は第2の3に規定する問題在籍者の発生状況に特段の問題のない教育機関（高等学校、中学校、小学校及び特別支援学校）であること。

② 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行していること。

③ 申請人の在学状況が良好である [redacted] こと。

④ その他在留中の活動状況等を確認すべき特段の事情がないこと。

(ウ) 上記（イ）の①から④までのいずれかを満たさない者。

(注) 在籍予定期間が残り3月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「4月」を決定する。

※1 申請人が各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

2 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

3 [redacted]
(1) [redacted]
ア [redacted]

イ [redacted]
(2) [redacted]

第2 応用・資料編

1 申請の受付・処分に係る留意点

- (1) 在留資格認定証明書交付申請については、教育機関に対して代理申請の協力を求めることとし、申請時期についても、入国手続に要する期間を勘案してできるだけ早期に申請するよう指導する。

なお、日本語教育機関の職員による在留資格認定証明書交付申請の代理申請については、入学時期に合わせて多数の申請案件に対する処分を的確に行うため、一括申請・一斉交付で対応することとし、そのための期間を設定するとともに、当該期間以外の日に申請を行うことが予定されている場合は、あらかじめ申請予定日、申請予定者数等を連絡するよう、日本語教育機関の協力を求めることとし、申請時期についても、入国手続に要する期間を勘案してできるだけ早期に申請するよう協力を求める。

この一括申請・一斉交付は、各地方局等の実情に応じて期間を設定して行うものであるが、あくまで日本語教育機関の職員による代理申請手続に関し、申請の処理上日本語教育機関の協力を求めるものであり、当該期間の経過後に申請がなされた場合であっても、受付の要件に適合している限り、申請を受け付けなければならない。一括申請日以降に申請が行われた場合は、一斉交付日に申請結果の通知を行うことができない可能性がある旨、日本語教育機関に対して連絡する。

(注) 一括申請・一斉交付については、各地方局等の実情に応じて、大学・専修学校・各種学校の日本語教育機関に入学する申請についても、申請時期を設定するなどの協力を求めるものとする。

- (2) 在留資格認定証明書交付申請の処分については、入学時期に配慮して行うものとし、特段の事情のない限り、おおむね授業開始1か月前までに交付等するものとする。
- (3) 在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については、申請取次制度の活用を勧奨する。

2 定員等の取扱い

- (1) [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

[Redacted text block]

(注) [Redacted text block]

(2) [Redacted text block]

ア [Redacted text block]

イ [Redacted text block]

ウ [Redacted text block]

[Redacted text block]

エ [Redacted text block]

(注) [Redacted text block]

3 在籍管理状況等の把握

(1) 留学生の在留状況に関する届出

第9編の2第4章第2節第1の1(1)及び第3節第1の2を参照

(2) 退学者等の取扱い

ア [Redacted text block]

イ 退学又は除籍者を多く発生させている教育機関について、入学選抜時における語学力・経費支弁能力の確認方法や留学生受入れ後の在籍管理状況等を聴取する

とともに、必要な指導等を行う。

(3) 教育機関（高等学校、中学校、小学校、特別支援学校を除く。）の選定

本庁からの事務連絡等及び下記に従って選定作業を行い、選定結果を本庁に報告する。

なお、選定の趣旨は、教育機関の入学選考等の在籍管理を尊重し、手続の簡素化等の対象となる教育機関（適正校）を選定することであり、適正校に選定されなかった機関（慎重審査対象校）には原則どおりの手続が適用されるというものであって、適正校に選定しないことは、教育機関に対して罰則を科す性質のものではないことに留意する。

ア 適正校の選定

管内の各教育機関が、次の（ア）から（ウ）までの基準を全て満たしているときは、当該教育機関の在籍管理が適正に行われていると認められる教育機関として、適正校に選定する。

(ア) 前年1月末の在籍者数に占める問題在籍者（前年1年間（1月1日から12月31日まで）に次の①から⑤までのいずれかに該当した者のことをいう。以下同じ。）数の割合（以下「問題在籍率」という。）が5パーセント以下であること。ただし、前年1月末の在籍者数が19人以下である場合は、問題在籍者数が1人以下であること。

① 不法残留した者

② 在留期間更新許可申請が不許可となった者（当該申請に関し、申請内容どおりでは許可できない旨の通知を受けた者を含む。 ██████████

i ██████████

ii ██████████

iii ██████████

iv ██████████

v ██████████

③ 在留資格を取り消された者

④ 退去強制令書を発付された者

⑤ 資格外活動許可を取り消された者

(注1) 問題在籍者については、上記①から⑤までのいずれかに該当することとなった理由の原因となる事実が発生した時期に在籍していた教育機関に計上し、当該時期に複数の教育機関に在籍していた問題在籍者については、その在籍期間の長短にかかわらず、当該時期に在籍していた教育機関に対し、等分に機関数で除した数を計上する。

(注2) 在籍者数は、各教育機関に対して在籍者数等調査を行うことにより確認する。

(イ) 入管法第19条の17に基づく届出により、当該機関が受け入れた外国人の在留状況が確認でき、その状況に問題がないこと。

(注) 既に当該届出の履行について指導を行った教育機関について、指導後も改善が見られず、2年連続で当該届出が適正に履行されていないことが確認された場合は、(イ)の基準を満たさないものとして扱う。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)のほか、在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。

(注)

[Redacted text block]

イ 適正校のクラス分け

適正校のうち、前記アに掲げる基準に加え、次の(ア)から(エ)までの基準を全て満たし、特に在籍管理が適正であると認められる教育機関については、適正校(クラスⅠ)に選定し、それ以外の適正校については、適正校(クラスⅡ)に選定する。

(ア) 問題在籍率が3年間継続して1パーセント以下であること(当該選定を含む。)。ただし、外国人留学生の在籍者が99人以下の場合は、問題在籍者が1人以下であること。

(イ) 3年間連続して適正校に選定されること(当該選定を含む。)

(ウ) 前年中に入管法第19条の17に基づく届出を適切に履行したことが確認できること。

(注) 当該選定において、後述の届出不履行に伴う指導の対象となる場合は、指

導が1回目であっても(ウ)の基準を満たさないものとして扱う。

(エ) その他、在籍管理上の懸念事項がないこと。

(注)

ウ 慎重審査対象校の選定

(ア) 在籍管理が適正に行われていると認められない教育機関

上記アの(ア)から(ウ)までのいずれかを満たさない教育機関は、在籍管理が適正に行われていると認められない教育機関として、慎重審査対象校とする。

(イ) 新規・再開校

新たに開設された教育機関が在留資格「留学」をもって本邦に在留する学生(留学生)の受入れを開始した場合や、一定期間留学生の受入実績がない教育機関が受入れを再開した場合に、次の①又は②のいずれかの条件を満たさないときは、問題在籍率の算出ができないことから、当該機関を新規・再開校に選定する。

なお、新規・再開校は、慎重審査対象校とする。

① 前年1月末日時点で外国人留学生の在籍者がいること

② 前年1月1日までに不法残留者等の発生可能性が生じている(当該機関が新規開設又は受入再開時に受け入れた留学生の在留期限が同日よりも前の日付になっている)こと

(注) 各年の情勢を踏まえて、前年以前の1月末日の在籍者数等を考慮する必要があるときは、別途事務連絡等で定める。

エ 問題在籍者数の算出

各教育機関の問題在籍者数の算出は、各地方局等において問題在籍者名簿を作成し、前年中に前記アの(ア)から(オ)までの問題在籍事由のいずれかに該当した者を抽出することにより行う。

オ 入管法第19条の17に基づく届出の履行状況の確認

(ア) 届出の提出状況の確認

選定作業においては、各教育機関から選定対象期間中(前年1月1日から12月31日まで)に届出事由が生じた入管法第19条の17に基づく届出が提出されているか否かという観点から確認する。

(イ) 届出に関する注意喚起及び指導

留学生を受け入れている教育機関の中には、入管法第19条の17に基づく届出を行っていない機関が散見されることから、在籍者数等調査時等に管内の教育機関に対して周知文書を送付し、当該届出に関する注意喚起を行う。

また、前記(ア)による確認の結果、入管法第19条の17に基づく届出を適切に行っていることが確認できなかった教育機関に対しては、指導書により指導を行う。

カ

(ア)

(イ)

(ウ)

キ 選定結果

選定結果は、在留資格認定証明書交付申請について、翌年4月以降に入学を予定する者に係る審査から適用し、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については、翌年1月以降の申請に係る審査から適用する。

各年の選定結果は、翌年の選定結果の適用開始をもって適用を終了し、翌年の選定の対象外となった教育機関については、同年の選定結果の適用開始以降、適正校の通知を受けていない教育機関として、慎重審査の対象とする。

ク 報告

(ア) 選定結果の報告

各地方局における教育機関の選定結果等は、問題在籍者名簿（第12編別記第2号の1様式及び同第2号の2様式）及び選定結果報告（第5編別記第14号の1様式及び同第14号の2様式）により、本庁宛て報告する。

(イ)

ケ 高等学校・中学校・小学校・特別支援学校

多数の生徒を受け入れている教育機関に対しては、入管法第19条の17による届出があることを確認するほか、適宜の方法で出入国、在留状況に関する報告を求め、問題在籍者の発生の有無に留意する。

4 教育機関に対する調査等について

(1) 総則

留学生を受け入れる教育機関に対する調査については、主に次のとおりに分類されるところ、本項では下記ア及びイにおける調査について規定する。

ア 全ての教育機関の在籍管理状況等の把握及び指導を目的とした不定期実地調査

イ 日本語教育機関の在籍管理状況等の把握を目的とした定期調査

ウ

エ 日本語教育機関の新規開設に係る認定基準適合性の確認を目的とした実地調査

オ 留学告示別表第1の表に掲げる日本語教育機関に対し抹消を検討することを目的とした実地調査

- [Redacted]
- [Redacted]
- (ウ) [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- (エ) [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- (オ) [Redacted]

ウ 指導等の方法

特定の教育機関において、不法残留者の多数発生、学生の不法就労等による摘発、刑事事件による摘発など在籍管理が不適切であると認められる事案が発生した場合は、当該教育機関の留学生担当者から学生の選抜・選考、在籍管理方法等について事情を聴取する等して、改善を指導する。

その方法については、事案の態様を問わず、書面（別記第95号様式「改善指導書」）をもって実施し、教育機関からの改善報告についても、改善報告書として書面により提出させる。

- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- (ア) [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- (イ) [Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(ウ) [Redacted text]

[Redacted text block]

(エ) [Redacted text]

[Redacted text block]

(オ) [Redacted text]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(カ) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(注) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

エ その他留意事項

当該教育機関において発生している問題の特性に鑑み、必要に応じて所管庁と連携をとり、合同で実地調査を行うこと。所管庁が都道府県ではなく省庁に該当する場合、本庁の調整が必要となることから、速やかに本庁の指示を仰ぐこと。

また、実地調査に加え、教育機関の留学生担当者から事情を聴取する等して実態の把握に努め、是正指導を行うこと。

(3) 留学告示別表第一に掲げる日本語教育機関に対する定期調査

後記9(4)に基づき、告示基準第1条第1項第45号に基づく報告の内容及び選定結果に応じて対応する。

(4) 認定日本語教育機関の在籍管理状況等の把握及び指導を目的とした定期調査

ア 概要

日本語教育機関については、その性質上、日本語能力が十分でなく、不法就労等に至る在留上のリスクが比較的高い外国人を受け入れる機関であることから、[Redacted] 定期的な調査が必要となる。

イ 調査時期

(ア) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(イ) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

ウ 調査内容

(ア) 書面調査

対象の認定日本語教育機関に対して、報告書（別記第94号の2様式）の提出を求め、同報告書の内容を精査することにより、在留管理状況等を調査する。

[Redacted]

(イ) 実地調査

前記（ア）の書面調査に対する報告書の内容を踏まえて実地調査を行う場合は、主に次の点について調査を行う。

なお、調査に当たっては、調査表（別記第96号の2様式）を使用する。

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]
- ④ [Redacted]
- ⑤ [Redacted]
- ⑥ [Redacted]

ウ 指導等の方法

実地調査において、各種ガイドラインに適合していないことが判明した場合は、当該認定日本語教育機関に対し、改善指導を行う。

当該指導は、改善指導書（別記第95号様式）により行い、期限を定めて改善状況を改善報告書として書面で報告させ、各種ガイドラインへの適合状況を再度確認する。

[Redacted text block]

なお、各種ガイドラインの適合性の判断に当たり、文部科学省の確認を要するものがある場合、適合していないと疑われる事実等について、本庁に報告する。

エ [Redacted text]

(ア) [Redacted text]

[Redacted text block]

(イ) [Redacted text]

[Redacted text block]

(ウ) [Redacted text]

[Redacted text block]

(エ) [Redacted text]

[Redacted text block]

(オ) [Redacted text]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(カ) [Redacted text]

[Redacted text block]

5 認定日本語教育機関の新規開設に係る対応等

(1) 相談受付

新たに、在留資格「留学」をもって在留する外国人を入学させようとする日本語教育機関の開設の方法を問われた場合には、文部科学省ホームページに掲載されている手続の流れ、申請の手引き及び認定の要件等を案内する。

(注) [Redacted text block]

(2) 文部科学省からの協力依頼

地方出入国在留管理局等は、認定日本語教育機関の認定申請手続に関し、文部科学省から審査への協力依頼があった場合、可能な限りこれに応じることとし、在籍管理の観点から調査表（別記第84号の2様式）に沿って、文部科学省に提出された申請書類等の確認を行い、実地確認への同席を求められることを想定し、基準等に適合しない可能性のある問題点等をあらかじめ把握する。

また、告示日本語教育機関が文部科学大臣の認定を受けた場合は、留学告示別表第1の表から抹消することとなるため、文部科学省から告示日本語教育機関に係る認定申請の審査への協力依頼があったときは、当該告示日本語教育機関に対して、次のア及びイの内容が記載された同意書（別記第98号の2様式）の提出を求める。

ア 日本語教育機関認定法に基づく文部科学大臣の認定を受けた場合（既存の告示対象コースの一部のみ認定を受けた場合を含む。）は、留学告示別表第3の表へ移行することとなること。

イ 同認定を受けなかった場合は、認定を受ける日又は令和11年3月31日のいずれか早い日が経過するまでの間、日本語教育機関の告示基準を満たす限りにおいて、引き続き留学告示別表第1の表への掲載を希望すること。

(3) 実地確認

ア 実地確認の方法

地方出入国在留管理局等は、文部科学省から実地確認への同席を依頼された場合、調査表に基づき、(2)の申請書類等の確認によって把握した問題点とともに、数量的要件を中心に確認する。

実地確認は、文部科学省の職員を含め、2名以上の職員によって行い、視察を始めるに当たっては、申請書類等の記入内容に関して詳細を承知している者の立会いを求め、当庁職員の同席及び室内立入り（及び写真撮影）の同意を得る（別記第85号の2様式）。

(注)

[Redacted text block]

イ 具体的確認事項

実地確認に当たっては、在籍管理の観点から、例えば次のような点を確認する。

(ア) 施設・設備（校地・校舎、教室等）

① [Redacted text block]

② [Redacted text block]

③ [Redacted text block]

④ [Redacted text block]

[Redacted text block]

(イ) 留学生の募集について

- ① [Redacted text]
- ② [Redacted text]
- ③ [Redacted text]

(ウ) 在籍管理について

- ① [Redacted text]
- ② [Redacted text]

ウ 実地確認における留意事項

- (ア) 実地確認においては、公平、客観的に行うとともに、調査によって知り得た内容について秘密を厳守する。
- (イ) 校舎の外観及び教室、教員室、事務室、図書室、保健室等の校舎内の施設について、調査当事者以外の者の確認を容易にするため、文部科学省と事前に撮影担当を調整し、応対者の同意を得た上で（別記第85号様式）写真撮影により記録する。

(4) 本庁への報告

ア 地方出入国在留管理局等は、上記（3）に定める実地確認終了後、調査表を記入するとともに、上記（3）イの事項について確認の結果、当該教育機関を文部科学大臣が認定するに当たり、外国人留学生の在籍管理が適正に行われるか等の観点から、地方局長又は支局長の意見を付して本庁へ報告する。

イ 上記アの報告は、認定申請受理日のおおむね2月後までに行うものとする。

(5) 文部科学省への意見提出

本庁は、地方局等から報告を受けた場合には、地方局等の確認した内容が十分なものか確認の上、文部科学省の事前協議に対し、在籍管理の観点から意見を提出する。

6

(1)

[Redacted text block]

(2)

ア

[Redacted text block]

イ

[Redacted text block]

ウ

[Redacted text block]

[Redacted]

(3) [Redacted]

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

7 [Redacted]

(1) [Redacted]

ア [Redacted]

イ [Redacted]

(ア) [Redacted]

(イ) [Redacted]

(ウ) [Redacted]

(2) [Redacted]

(3) [Redacted]

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

(4) [Redacted]

ア [Redacted]

[Redacted text block]

イ

[Redacted text block]

(ア)

[Redacted text block]

(イ)

[Redacted text block]

(ウ)

[Redacted text block]

(5)

ア

イ

ウ

(7)

8 日本語教育機関の告示基準に係る変更内容の報告

(1) 地方局等は、留学告示別表第1に掲げる告示日本語教育機関から告示基準第1条第1項第42号に基づき変更内容の報告を受ける場合には、別記第88号様式に定める当該変更内容に応じた資料を、別記第89号様式の期間を目安に提出するよう求めることとする。この場合において、提出を受ける資料の様式等については、告示制度による新規開設の際に求めていた資料及びその立証資料とする。

ア 告示基準に基づく変更内容の報告のみを行う場合の提出資料部数

(ア) 正本 1部

(イ) 副本 下記のとおり

- ・ 設置者の変更①(注1)の場合 副本4部
- ・ 教育課程の変更の場合 副本3部
- ・ 教員・校長等の変更の場合 副本2部
- ・ 上記以外の変更の場合(注2) 副本1部

(注1) 設置者の変更のうち、設置者の変更②(設置者が学校法人へ変更となる場合のうち、旧設置者と新設置者の設置代表者が同一人物の場合)及び設置者の変更③(設置代表者又は経営担当役員の変更の場合)を除く。

(注2) 文部科学省への照会を要しないもの。

イ 文部科学省への認定申請と並行して告示基準に基づく変更内容の報告を行う場合の提出資料部数

(ア) 正本 1部

(イ) 副本 前記ア(イ)の各変更内容と同数

(注) 認定申請書類を代用するものについては、原本を認定申請に用いているため、写しで差し支えない。

(2) 告示日本語教育機関が、文部科学省に対する認定申請に併せて告示基準に基づく変更内容の報告を行う場合は、前記5(2)と同様に、当該告示日本語教育機関に対して、文部科学大臣の認定を受けた場合に留学告示別表第1の表から抹消されることに係る同意書(別記第98号の2様式)の提出を求める。

なお、告示日本語教育機関が文部科学省に対して認定申請前の行政相談を既に行っており、近日中に認定申請に及ぶことが明らかである場合に、告示基準に基づく各種変更報告を行いたい旨の申出があったときは、認定申請を行った上で告示基準に基づく変更内容の報告を並行して行うよう案内する。

(注1) 文部科学省の日本語教育機関の認定制度においては、設置者変更は認められておらず、設置者が変わる場合は新たな設置者が新規に認定を取得する必要がある。そのため、設置者変更を検討している場合は、先に告示基準に基づく設置者変更を行った上で、認定申請を行う必要がある。

(注2) 定員変更については、認定日本語教育機関認定基準等において、

- ・ 既存の定員を上限に認定を受けることは可能(認定を契機に増員は不可)
- ・ 認定申請中や認定後最初の課程の開始から1年未満の定員増は不可

とされていることから、告示日本語教育機関として近い将来に定員増を検討している場合は、告示基準に基づく定員増を行った上で、認定申請を行う必要がある。

- (3) 変更内容の確認は、別記第90号様式の変更内容の確認に要する期間を考慮して実施し、報告等を行う。
- (4) 別記第90号様式に指定した変更事由以外については、変更内容に応じて「調査表」（別記第84号様式）に必要事項を記載し、変更内容の適否について意見を付した上で副本とともに本庁へ報告する。この場合、専修学校又は各種学校である日本語教育機関以外が新たな校地・校舎を取得した場合には、実地訪問を行った上で報告することが望ましい。
- (5) 地方出入国在留管理局等は、別記第90号様式に指定した変更事由の内容が基準等に適合していると判断したとき及びその他の事項について本庁から基準等への適合性について問題がないとの通知を受けたときは、告示日本語教育機関に対してその旨を口頭で回答する。また、基準等への適合性について問題があるときは、告示日本語教育機関に対して改善すべき事項を口頭で回答する。
- (6) 告示日本語教育機関に対して基準等への適合性について問題がないと回答したもののうち、当該変更により告示内容を変更する必要がある場合には、本庁は当該変更に係る手続を開始する。

(7) [Redacted]

(注) [Redacted]

9 日本語教育機関の告示基準（以下「告示基準」という。）に基づく各種報告について

(1) 退学した生徒に係る報告

告示基準第1条第1項第38号に基づく告示日本語教育機関からの報告（別記第91号様式）があった場合については、事案発生日の1日現在における在籍者数、該当する生徒の国籍・地域、氏名、生年月日、性別、在留カード番号、当該告示日本語教育機関への入学時期及び卒業見込み時期、同月の出席率、前月の出席率、同人に対する指導状況等を記載させる。

(2) 告示基準第1条第1項第39号に基づく報告を受けた場合の対応

[Redacted text block]

(3) 告示基準第1条第1項第44号に基づく報告を受けた場合の対応

ア [Redacted text block]

イ [Redacted text block]

(ア) [Redacted text block]

(イ) [Redacted text block]

(5) 告示基準第1条第1項第46号に基づく報告を受けた場合の対応

ア [Redacted text block]

イ [Redacted text block]

ウ [Redacted text block]

(6) 教育機関における各種報告の適正な実施のための取組

告示基準に基づく各種報告の実効性を確保するため、地方局等においては、報告期限が過ぎても報告がなされない教育機関に対しては、当該事実をもって留学告示から抹消することが適当と考えられる場合等、特段の事情のある場合を除き、原則として速やかに報告するよう指導を行う。

地方局等において、再三にわたり指導等を行っているにもかかわらず、なお適切に告示基準に基づく報告を行わない教育機関については、重点調査対象校指定の上申及び留学告示からの抹消について検討するなどの対応を行う。

10

[Redacted text block]

(1)

[Redacted text block]

(2)

[Redacted text block]

- [Redacted]
- [Redacted]
- (3) [Redacted]
- ア [Redacted]
- (ア) [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- (イ) [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- (ウ) [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- (エ) [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- (オ) [Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

イ [Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

11 留学告示からの抹消に係る手順等（告示日本語教育機関からの申出又は告示日本語教育機関の閉鎖により抹消する場合に限る。それ以外の事由による抹消手続については、下記12参照。）

(1) 告示日本語教育機関からの申出による場合

ア 次の（ア）及び（イ）の内容が記載された同意書（別記第98号様式）を受領する。

（ア）留学告示別表第3の表への移行となること。

（イ）留学生受入れ事業を再開する場合には、文部科学省への日本語教育機関の認定申請手続が必要となること。

イ 上記アにより告示日本語教育機関から提出された同意書を添付して本庁に上申する。なお、留学告示抹消の上申に当たっては、当該教育機関における留学生の在籍状況等を確認すること。

(2) 告示日本語教育機関の閉鎖により抹消する場合

ア 日本語教育機関が閉鎖されたことが疑われる場合（上記（1）の申出による場合を除く。）は、当該告示日本語教育機関に対して実地調査を行う。

イ 実地調査の結果、当該告示日本語教育機関が閉鎖されたことが確認された場合は、実地調査報告書を作成・添付の上、留学告示抹消の上申を行う。

(3) 日本語教育機関認定法に基づく文部科学大臣の認定を受けた場合

告示日本語教育機関が日本語教育機関認定法に基づく文部科学大臣の認定を受けたときは、前記5（2）又は前記8（2）により告示日本語教育機関から提出された同意書（別記第98号の2様式）を添付の上、本庁に上申する。

なお、告示日本語教育機関が文部科学大臣の認定を受けた時点で当該告示日本語教育機関から同意書が提出されていなかった場合は、再度提出を求めるとし、当該告示日本語教育機関が同意書の提出を拒否した場合は、上申前に本庁宛てその旨連絡する。

12 日本語教育機関の留学告示からの抹消

(1) 総則

ア 本項では、日本語教育機関の告示基準第2条のいずれかに該当し、留学告示別表第1の表から告示日本語教育機関を抹消するものを対象とする（告示日本語教育機関からの申出、告示日本語教育機関の閉鎖又は文部科学大臣の認定により抹消する場合を除く。以下同じ。）。

イ 抹消手続の概要

本項に定める留学告示から告示日本語教育機関を抹消する際の手続は、次の流れで行う（括弧内は実施主体。）。

- (ア) 対象となる告示日本語教育機関への実地調査（地方局）
- (イ) 本庁への上申（地方局）
- (ウ) 聴聞手続の実施に係る判断（本庁）
- (エ) 聴聞の主宰者指名（本庁）
- (オ) 地方局における聴聞（本庁及び地方局）
- (カ) 聴聞調書及び聴聞報告書の作成・送付（地方局）
- (キ) 抹消に係る判断（本庁）
- (ク) 抹消に係る留学告示の官報掲載手続（本庁）
- (ケ) 地方局に対し抹消に係る通知書の送付（本庁）
- (コ) 不利益処分の名あて人への抹消に係る通知書の手交（地方局）

ウ 抹消の効果

- (ア) 告示基準第2条第1項各号のいずれかに該当するものとして留学告示別表第1の表から抹消された場合、当該抹消の日から5年を経過するまでの間、設置者（法人の場合にあっては、その代表者又は告示日本語教育機関の経営を担当する役員）は、日本語教育機関認定法の欠格事由に該当することとなり、別の日本語教育機関を設立するとして新たに文部科学大臣の認定を受けることはできない。
- (イ) 閉鎖等以外の事由により、留学告示別表第1から抹消された場合、当該抹消の日から3年を経過しない告示日本語教育機関（上記（1）に該当するものを除く。）の設置者（法人の場合にあっては、その代表者又は告示日本語教育機関の経営を担当する役員）は、日本語教育機関認定法の欠格事由に該当することとなり、別の日本語教育機関を設立するとして新たに文部科学大臣の認定を受けることはできない。

エ 行政手続法の概要

留学告示別表第1の表から日本語教育機関を抹消する行為は、「法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、その権利を制限する処分」であることから、行政手続法上の不利益処分に該当する（行政手続法第2条第1項第4号）（注）とともに、同法第3条第1項に規定する適用除外の対象ともならない。

また、日本語教育機関を留学告示から抹消する行為は、許認可等を取り消す不利益処分に該当するところ、行政手続法上、許認可等を取り消す不利益処分をしようとするときには、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための手続として「聴聞」を行うこととされている（行政手続法第13条第1項第1号）。

なお、行政庁は、不利益処分の決定をするときは、行政手続法上、聴聞の結果作成された調書及び報告書を十分に参酌して行うこととされている（行政手続法第26条）。

（注）過去の判例では、日本語教育機関を留学告示の別表から削除する告示は、国民の権利、義務に具体的な変動・影響を及ぼすものであり、行政事件訴訟法第3条第2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たると解するのが相当である旨判示されている（平成20年3月13日大阪高裁判決）。

（2）抹消に係る実地調査

ア

イ 基本的な考え方

実地調査の基本的な考え方については、第11編第1章から第8章まで及び第9章第3節によるところ、留学告示抹消に係る実地調査を行うに当たっては、留学告示からの抹消という不利益処分を行うことになることから、違反事実に係る事実認定を確実にを行う必要があり、行政指導を目的とした在籍管理状況等の確認に係る実地調査とは異なることを意識して、入念に基礎調査（対象となる教育機関に係る情報の収集・分析等）を行い、抹消事由に係る調査方法を検討すること。また、事案の規模に応じた調査人員を確保し、調査当日について万全の準備を期すこと。

ウ 対象者等への事情聴取について

抹消事由に係る重要な事実について調査対象者等へ聴取を行う際は、聴聞当日における当事者からの反論に耐えられるよう供述調書を作成することを原則とするが（事情聴取の方法については第11編第6章第2参照。）、当日の調査状況により供述調書を作成することが困難である場合は、違反事実に係る陳述書を提出

させることとして差し支えない（いずれの手法についても、やむを得ない事情が認められない限りは、原則当日中に行うこととする。）。

(3) 抹消に係る上申

ア 基本的な考え方

(ア) 抹消事由については、告示基準第2条に規定しているところ、その適用に当たっては、収集した証拠資料から、当該告示日本語教育機関が抹消事由に該当することを認定する必要があり、抹消事由に該当する行為の悪質性を勘案して、抹消の適否を判断する必要がある。

したがって、収集した証拠資料から、当該日本語教育機関が抹消事由に該当すると認められる場合は、当該事案の概要書及び報告又は資料の提出要求等により収集した証拠資料をもって、本庁へ上申する。

(イ) 告示からの抹消に係る上申を行う際は、下記(5)の規定に基づき、あらかじめ行政手続法第13条第1項第1号に定める聴聞の手続を行う。

イ 留意事項

抹消事由に該当すると認定する場合は、以下の諸点に留意して、上申に係る意見を起案する。

(ア) どの資料からいかなる事実を認定したのかを、当該証拠資料を引用することにより明示する。

- ・ 証拠資料には番号を付し、意見の文末や段落末に（資料○）として引用すること。
- ・ 認定した事実は、「だれが、いつ、どこで、何を、どうした」の形で記載すること。

(イ) 認定する事実が、告示基準に定める抹消事由のいずれに該当するのかを明確にする。

(ウ) 構成を工夫し、少なくとも、「調査の経緯（事案の経緯）」、「事案の悪質性や重大性、それまでの活動状況、改善見込みなど諸般の事情を考慮し、留学生の受入れを引き続き認めておくことが適当でない」と認められる場合であるか否かに係る意見」、「その他今後の措置方針や調査方針、背景事情等」については、それぞれ項目を分けて見出しを付けるなどする。

- ・ 調査の経緯は、時系列で取りまとめること。なお、箇条書きで差し支えない。
- ・ 事案の悪質性や重大性、それまでの活動状況、改善見込みなど諸般の事情

を考慮し、留学生の受入れを引き続き認めておくことが適当でない^しと認められる場合であるか否かに係る意見は、抹消事由ごとに項目や段落を分けること。

- ・ 抹消事由への該当事実が抹消を行う程度に悪質なものであるか否かの判断に直接影響しない背景事情等は、当該判断に影響する事情と区別し、取りまとめて簡潔に記載すること。上記判断に影響する個別事情は取りまとめて記載すること。

(4) 聴聞手続

ア 管轄及び事務処理体制

(ア) 管轄

日本語教育機関の留学告示からの抹消に係る聴聞に関する事務は、処分対象者の所在地を管轄する地方局等において行う。

ただし、必要があると認めるときは、地方局等の長はその職員に、管轄区域外に所在する処分対象者について、当該事務を行わせることができる。

(イ) 事務処理体制

- a 日本語教育機関を留学告示から抹消する行為は、留学告示の改正をもって行われるところ、当該告示の改正を行う行政庁である法務大臣（本庁が事務を担当）は、下記イ（イ）の聴聞期日の通知を行う前に、主宰者指名書（別記第99号様式）により、行政手続法第19条第1項の規定に基づき当該聴聞の主宰者の指名を行う。
- b 上記aの主宰者の指名は、行政手続法第19条第2項各号に規定する除斥事由が認められる場合その他の特段の事情がある場合を除き、地方局等の在留資格「留学」に係る入国・在留審査を所掌する部門の首席審査官を指名する。
- c 本庁から指名を受けた主宰者が所属する地方局等の長は、自庁の職員の中から、主宰者を補佐する職員を指名することができる。主宰者は、主宰者を補佐する職員に、聴聞手続に係る補助的な業務を行わせることができる。
- d 地方局等の長は、行政手続法第19条第2項各号に規定する除斥事由に該当する者を、主宰者を補佐する職員に指名してはならない。

イ 聴聞の準備

(ア) 聴聞期日の決定

a 聴聞の期日

(a) 主宰者は、聴聞を行うに当たっては、あらかじめ聴聞の当事者（以下「当事者」という。）等のスケジュール等を勘案し、期日の調整を行う。ただし、当局からの連絡に対し、相当の期間が経過したにもかかわらず、何ら応答がない場合には、主宰者の職権で期日を設定する。

(b) 聴聞の期日は、1期日につきおおむね90分を目安とする。

b 聴聞の場所

主宰者は、行政手続法第20条第6項の規定に基づき、聴聞における審理を公開する場合（下記（ク）参照）を除いて、原則として非公開であることに留意し、聴聞の場所を定めなければならない。

(イ) 聴聞期日の通知

a 主宰者は、当事者に対し、行政手続法第15条の規定に基づき、①予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項、②不利益処分の原因となる事実、③聴聞の期日及び場所、④聴聞に関する事務を担当する部署を記載した聴聞通知書（別記第100号様式）を送付することで、聴聞期日の通知を行う。

なお、聴聞期日の設定に当たっては、通知日から14日以後の日としなければならない。

b 聴聞通知書の送付は、不利益処分の名あて人となるべき者に対して確実に通知するため、原則として書留等（特殊扱いとされる郵便のうち、郵便の配達又は交付を記録する郵便（書留、配達証明、内容証明、本人限定受取等をいう。）以下同じ。）により送付する。

また、聴聞参加許可申請書（別記101号様式）、代理人資格証明書（当事者）（別記第104号様式）、代理人資格喪失届（当事者）（別記第105号様式）、代理人資格証明書（参加人）（別記第106号様式）、代理人資格喪失届（参加人）（別記第107号様式）、補佐人出頭許可申請書（別記第108号様式）、聴聞期日変更申出書（別記第111号様式）、文書等閲覧申請書（別記第113号様式）、聴聞調書等閲覧申請書（別記第120号様式）も併せて送付する。

c 主宰者は、当該聴聞の当事者の所在が判明しない場合においては、行政手続法第15条第3項の規定に基づき、聴聞通知書（別記第100号様式）による通知に代えて、①聴聞の当事者の氏名、②聴聞の期日及び場所、③聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地、④聴聞通知書をいつでも当

事者に交付する旨を記載した書面を担当地方局等の事務所の掲示板に掲示することによって通知することができる。この場合、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなすことができる。

(ウ) 関係人の参加の許可

- a 主宰者は、当事者以外の者であつて、不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（以下「関係人」という。）から、行政手続法第17条第1項の規定に基づき、聴聞への参加の許可の求めがあつた場合には、聴聞の期日の7日前までに、①関係人の氏名及び住所、②当事者の不利益処分につき利害関係を有すること等を記載した聴聞参加許可申請書（別記第101号様式）を提出させる。
- b 主宰者は、真に利害関係を有し、又は事実関係の評価（意見）において必要と認められる範囲で、関係人の参加を許可するものとする。
- c 主宰者は、関係人の参加の許可を決定した場合は、当該関係人に対し、速やかに、参加の許可に係る結果について聴聞参加許可通知書（別記第102号様式）又は聴聞参加不許可通知書（別記第103号様式）をもって通知する。

(エ) 代理人の選任

- a 主宰者は、行政手続法第16条第1項の規定に基づき、当事者から、当該聴聞に係る代理人の選任に係る申出があつた場合には、代理人資格証明書（当事者）（別記第104号様式）等を提出させる。
- b 主宰者は、行政手続法第16条第4項の規定に基づき、当事者の代理人がその資格を失つた場合には、代理人資格喪失届（当事者）（別記第105号様式）を提出させる。
- c 主宰者は、行政手続法第17条第2項の規定に基づき、上記（ウ）により聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）から、当該聴聞に係る代理人の選任に係る申出があつた場合には、代理人資格証明書（参加人）（別記第106号様式）等を提出させる。
- d 主宰者は、行政手続法第17条第3項の規定に基づき、参加人の代理人がその資格を失つた場合には、代理人資格喪失届（参加人）（別記第107号様式）を提出させる。

(オ) 補佐人の出頭の許可

- a 主宰者は、行政手続法第20条第3項の規定に基づき、聴聞の当事者又は参加人から、補佐人の出頭の許可の求めがあった場合には、聴聞の期日の7日前までに、①補佐人の氏名及び住所、②当事者又は参加人との関係及び補佐する事項等を記載した補佐人出頭許可申請書（別記第108号様式）を提出させる。
- b 主宰者は、当事者又は参加人の防御権の適正な行使に必要又は聴聞の審理の円滑な進行の上で必要と認められる範囲で、補佐人の出頭を許可するものとする。
- c 主宰者は、補佐人の出頭の許否を決定した場合は、当該当事者又は参加人に対し、速やかに、出頭の許否に係る結果について補佐人出頭許可通知書（別記第109号様式）又は補佐人出頭不許可通知書（別記第110号様式）をもって通知する。

(カ) 聴聞期日の変更

- a 主宰者は、上記（イ）の聴聞期日の通知をした場合において、当事者の申出又は職権により聴聞の期日を変更できる。
- b 当事者が聴聞期日の変更を申し出る場合には、聴聞期日の7日前（ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。）までに、聴聞期日変更申出書（別記第111号様式）を主宰者に提出させる。
- c 主宰者は、職権により聴聞期日の変更を行う場合にあっては、以下の事項に留意するものとする。
 - (a) 職権により聴聞の期日を変更する場合においては、当事者の防御権を考慮する必要から、相当の期間をおくこと。
 - (b) 当事者以外の者は、期日変更の申出が認められていないこと。
- d 主宰者は、聴聞期日の変更をする場合は、当該聴聞の当事者及び参加人（聴聞期日の変更通知を行うまでの間に行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に対し、聴聞期日変更通知書（別記第112号様式）を送付する。

(キ) 文書閲覧の許可

- a 主宰者は、当事者及び参加人から、聴聞の通知があったときから聴聞が終了するまでの間において、行政手続法第18条第1項の規定に基づき、当該事案に対して行った調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧の求めがあった場合には、その氏名、住所及び

閲覧をしようとする資料の標目等を記載した文書等閲覧申請書（別記第113号様式）を提出させる（聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合に、口頭で資料の閲覧の求めがあった場合を除く。）。

b 主宰者は、文書等閲覧申請書の提出があった場合は、当該申請が行政手続法第18条第1項に規定する「第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるとき」に該当するか調査した上で、閲覧の適否について意見を付して、本庁へ照会する。

c 本庁から文書閲覧の許否について回答があった場合は、主宰者は、当該当事者又は参加人に対し、閲覧に係る日時及び場所を指定した文書等閲覧許可通知書（別記第114号様式）又は文書等閲覧不許可通知書（別記第115号様式）を送付する。

なお、日時及び場所の指定に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

(a) 聴聞の期日における当事者等の防御権の行使の準備を妨げることもないよう、十分な時間的余裕をもって指定すること。

(b) 資料の閲覧場所は、聴聞が原則非公開であることに配慮して指定すること。

d 主宰者は、本庁の職員と調整の上、聴聞の期日における資料の閲覧請求があった場合に備えて、あらかじめ、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の範囲及び公開・非公開について定めておかなければならない。

e なお、文書閲覧の許可を受けたものに対する資料の写しの交付は認めない。

(ク) 審理公開の通知

a 主宰者は、行政手続法第20条第6項の規定に基づき、聴聞の期日における審理を公開すべき場合は、聴聞の期日及び場所を記載した書面を地方出入国在留管理局等の事務所の掲示場に掲示することによって、公示する。

b 主宰者は、当該聴聞の当事者及び参加人（その時までに行行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に対し、審理公開通知書（別記第116号様式）を送付する。

(ケ) 陳述書・証拠書類等の提出

a 主宰者は、行政手続法第21条第1項の規定に基づき、当該聴聞の当事者及び参加人から、聴聞の期日への出頭に代えて、陳述書・証拠書類等が提出された場合は、必要な事項が記載されていることを確認し、必要に応じて、

提出者に対し補正を求める。

- b 主宰者は、提出された陳述書・証拠書類を提出者ごとに、「甲第〇号証」、「乙第〇号証」というように整理番号を付すとともに目録を作成する。

ウ 聴聞の期日における審理

(ア) 主宰者の権限及び責務

- a 主宰者は、聴聞が円滑に行われるよう努めなければならない。
- b 主宰者は、聴聞の期日において、聴聞に出頭した者に対し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- c 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しない場合であっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- d 主宰者は、聴聞の円滑な実施に支障が生じる具体的なおそれを認めた場合は、当事者及び参加人その他の発言を制限し、退室を求めその他必要な措置をとることができる。

(イ) 手続の非公開

上記イの(ク)のとおり、聴聞の期日の審理を公開するとした場合を除いて、聴聞の期日における審理は非公開とする。

(ウ) 出席者の確認

a 人定事項の確認

主宰者は、聴聞に先立ち、以下の点に留意しつつ、運転免許証などの公的身分証明書を確認するなど出席者の人定事項を確認しなければならない。

なお、聴聞の期日に出席する行政庁の職員は、原則として、本庁の課長補佐以上の職員とするが、必要に応じて担当職員も出席することに留意する。

- (a) 聴聞当事者本人であること
- (b) 同席する代理人が、委任状に記載されている代理権を有する者であること
- (c) その他の者が出頭する場合には、出頭が許可された者本人であること

b 欠席者がいる場合の取扱い

主宰者は、聴聞に先立ち、聴聞の当事者又は出頭を許可された者の中に欠席する者がいることが判明した場合には、以下のように措置する。

- (a) 出頭すべき者の一部が欠席した場合（当事者が複数の場合であって、当該当事者のうち一人が欠席した場合を含む。）

主宰者は、行政手続法第20条第5項に基づき当該欠席者が不在のまま聴聞を行うことができる。ただし、この場合、主宰者は欠席した正当な理由の有無を踏まえ、同法第22条第1項に基づき聴聞を続行させるか、同法第23条の規定に基づき聴聞を終結させるかを判断する。

(b) 出頭すべき当事者又は参加人が全員欠席した場合

主宰者は、予定していた聴聞を行うことなく、欠席した正当な理由の有無を踏まえ、行政手続法第22条第1項に基づき聴聞を続行させるか、同法第23条の規定に基づき聴聞を終結させるかを判断する。

(エ) 冒頭の手続

a 入室の順序

主宰者は、聴聞を行うに当たり、まず聴聞の当事者、参加人、これらの者の代理人、補佐人及び行政庁の職員を先入室させ、全員が入室したことを確認した上、入室する。

b 配席

行政庁の職員は、聴聞の当事者及び参加人と相対するよう配席する。

c 聴聞の開始

聴聞は、主宰者による開始の宣言によって始まる。

d 当事者の人定事項の確認及び当事者等に対する告知

(a) 人定事項の確認

主宰者は、自己の職名、氏名及び自己が主宰者であることを明らかにした後、出席者（当事者、参加人、これらの者の代理人、補佐人、行政庁の職員）について、以下の事項の確認を行う。ただし、主宰者の聴聞の開始の宣言に先立ちこれらの措置をとった場合は、この限りでない。

- ・ 出席した当事者、参加人、これらの者の代理人、補佐人の氏名、生年月日
- ・ 出席した行政庁の職員の氏名及び職名

(b) 当事者等に対する告知

主宰者は、出席者に対し、自由な発問の保障の観点から、当該手続の状況を録音又は録画することは一切認めない旨、あらかじめ告知する。

なお、当事者等において特に録音等を行っていると思われる言動が認められた場合、注意、制止等必要な措置をとる。

(オ) 出席者への説明

主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、以下の事項を、聴聞の期日に出頭した者に対して説明させなければならない。

- a 予定される不利益処分の内容
- b 予定される不利益処分の根拠となる法令の条項
- c 予定される不利益処分の原因となる事実

(カ) 陳述書・証拠書類等の目録の読上げ等

- a 主宰者は、当事者又は参加人から聴聞の期日への出頭に代えて聴聞の期日までに提出されている陳述書及び証拠書類等の目録を読み上げる。
- b 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者からの求めに応じて、聴聞の期日に出頭した者に対し、陳述書及び証拠書類等を示すことができる。当該提示は、陳述書及び証拠書類等の写しを提示する方法又は口頭でこれを読み上げる方法で行う。

(キ) 当事者及び参加人等の意見陳述

主宰者は、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人等に対し、上記(オ) a から c までについて意見を述べさせる。

(ク) 主宰者の質問等

主宰者は、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人等に対し、必要に応じて質問を發し、意見の陳述又は証拠書類等の提出を促し、不利益処分の原因となる事実を確認する。

(ケ) 行政庁の職員の説明

主宰者は、聴聞の期日に出席する行政庁の職員に対し、必要に応じて質問を發し（当事者又は参加人が主宰者の許可を得て質問を發する場合を含む。）、不利益処分の原因となる事実を確認する。

(コ) 期日における資料の閲覧請求

主宰者は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（行政手続法第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。

(サ) 期日における審理の終了等

主宰者は、聴聞の期日における審理を終了する場合は、その旨を聴聞の出席者に告げて終了する。この際、聴聞の期日における審理の結果を踏まえ、原則としてその場で聴聞の終結又は続行の告知を行うこととし、聴聞調書（別記第

117号様式)及び聴聞報告書(別記第118号様式)の閲覧を求めることができる旨を告知する。

エ 聴聞の続行

(ア) 続行の判断

主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定め、聴聞を続行することができる。

なお、以下に該当する場合は、聴聞を続行しなければならない。

- a 聴聞の期日に行政手続法第18条第1項の規定による文書等閲覧申請があった場合において、これを聴聞の期日より後に閲覧させることとした場合
- b 当事者が聴聞の期日に出頭しなかったことに正当な理由がある場合
- c 当事者に対して意見陳述の機会が十分に与えられていない場合

(イ) 続行期日の指定

- a 主宰者は、聴聞の審理の席上において次回の期日及び場所の告知を口頭で行う場合を除き、当該聴聞の当事者及び参加人に対し、聴聞続行・再開通知書(別記第119号様式)を原則として審留等により送付し、次回の期日及び場所を通知する。
- b 続行期日についても、当事者の申出又は職権により、主宰者がこれを変更することができる。この場合、上記イの(カ)「聴聞期日の変更」の手続を準用する。

オ 聴聞の終結

主宰者は、以下の事項に該当する場合は、聴聞を終結することができる。

(ア) 審理が十分に尽くされたと判断した場合

(イ) 審理が十分に尽くされたと判断しない場合であって、以下のいずれかに該当する場合

- a 当事者の全部又は一部が正当な理由なく期日に出頭せず、かつ陳述書及び証拠書類等を提出しない場合
- b 当事者の全部が期日に出頭したものの、参加人の全部又は一部が正当な理由なく出頭しない場合
- c 当事者の全部又は一部が期日に出頭せず(上記aを除く。)、かつ陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないため、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求めたが、当該期限が到来した場合

カ 聴聞調書及び聴聞報告書の作成・送付・閲覧

(ア) 聴聞調書の作成・送付

- a 主宰者は、聴聞の期日における審理が終了した後（聴聞の期日に審理が行われなかった場合を含む。）、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにすることに留意して、速やかに聴聞調書（別記第117号様式）を作成しなければならない。
- b 主宰者は、聴聞調書を作成したときは、日付を記入した上、署名・押印しなければならない。
- c 主宰者は、聴聞調書を作成したときは、速やかにこれを本庁宛てに送付する。

(イ) 聴聞報告書の作成・送付

- a 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、当該審理における不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張に理由があるかどうかについての意見及びその理由を記載した聴聞報告書（別記第118号様式）を作成する。
- b 主宰者は、聴聞報告書を作成したときは、日付を記入した上、署名・押印しなければならない。
- c 主宰者は、聴聞報告書を作成したときは、速やかにこれを本庁宛てに送付する。

(ウ) 聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧

- a 主宰者は、行政手続法第24条第4項の規定に基づき、当事者及び参加人から、聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧の求めがあった場合には、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目等を記載した聴聞調書等閲覧申請書（別記第120号様式）を提出させる。
- b 主宰者は、当該申請が形式上の要件に適合することを確認した上、閲覧を認める。
- c 閲覧を許可する旨の決定をした場合は、主宰者は、当該当事者又は参加人に対し、閲覧に係る日時及び場所等を指定した聴聞調書等閲覧許可通知書（別記第121号様式）を送付する。

なお、指定に当たっては、以下の事項に留意する。

- (a) 聴聞の終結前にあっては、聴聞の期日における当事者等の防御権の行使の準備を妨げることのないよう、次回期日までの時間的余裕を十分にもって閲覧に係る日時を指定すること。

閲覧の日時を聴聞の期日後に指定せざるを得ない場合は、閲覧の日時を指定した上で、併せて職権により当該聴聞の期日の変更をすること。

(b) 閲覧場所は、聴聞が原則非公開であることに配慮して指定すること。

(5)

(6) 処分の通知を行う場合の取扱い

ア 抹消に係る告示を行う場合

(ア) 地方局等への連絡

抹消に係る告示は官報への掲載をもって行われることから、本庁は、あらかじめ、聴聞手続を行った地方局等に対し、当該掲載日を連絡するとともに、抹消に係る通知書（別記第122号様式）を送付する。

(イ) 名あて人への通知

聴聞手続を行った地方局等は、抹消に係る告示（不利益処分）について、不利益処分の名あて人の出頭を求めた上で、官報掲載日に上記（ア）の通知書を手交することにより通知する。

(ウ) 在留資格認定証明書の取扱い

留学告示抹消に係る通知を行った時点で、既に当該機関を受入先として在留資格認定証明書が交付されており、当該申請人が未だ入国していない場合、告示日本語教育機関を通じて、当該証明書を直ちに地方局に返納させる。

(エ) 在籍者に係る取扱い

留学告示抹消の通知を行う日本語教育機関に現に留学生が在籍している場合は、転校等の指導を行うこと。なお、転校等の手続が進まない場合にあっては、在籍者に係る対応方針について本庁と協議すること。

イ 抹消に係る告示を行わない場合

(ア) 地方局等への連絡

聴聞を行った結果、抹消に係る告示を行わないこととした場合は、その旨を、本庁から、聴聞を行った地方局等に連絡する。

(イ) 聴聞の当事者等への連絡

聴聞を行った地方局等は、抹消に係る告示を行わない旨を聴聞の当事者及び参加人に対し、適宜の方法で連絡する。

(7) その他

個々の案件の事情により、上記の手続によることが適切でないと認めるときは、本庁に相談すること。

13 留学生の家族の取扱い

(1) 在留資格該当性及び基準適合性

入管法上、「留学」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動については、「家族滞在」の在留資格に該当することとなっているが、留学に係る上陸基準省令第1号ハに該当する者の扶養を受けて在留することは、基準省令に適合しないこととなっている。

(2) 審査上の留意点

ア 留学生は、資格外活動許可を受けている場合を除き、就労することができないことから、留学生の家族に係る審査においては、扶養者の扶養能力について十分審査することが必要である。

イ [Redacted text block]

(注) [Redacted text block]

(3) 資格外活動許可

第10編第2章第2節第2の4のとおり

14 大学等を卒業した留学生が卒業後就職活動を行う場合における「特定活動」への在留資格変更許可等の取扱い

(1) 取扱いの概要

大学を卒業し又は専修学校専門課程（告示日本語教育機関及び認定日本語教育機関の日本語課程を除く。）において専門士の称号を取得して同校を卒業した留学生が、同教育機関を卒業後、就職活動を行っており、かつ、当該教育機関による推薦がある場合には、「特定活動」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長1年間（下記（8）に該当する場合は、更に1年間）滞在することを可能とするとともに、資格外活動許可申請に基づき、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与える。

(2) 対象

次のいずれかに該当する者

ア 在留資格「留学」をもって在留する本邦の学校教育法上の大学（短期大学及び大学院を含む。以下同じ。）を卒業した外国人（ただし、在留資格「留学」の取得時から別科生、聴講生、科目等履修生及び研究生としてのみ在留していた場合は含まず、本邦の大学の本科を卒業後、大学院への進学を目的とした研究生として在籍していた場合は含む。）であって、かつ、卒業前から引き続き行っている就職活動（本邦の大学の本科を卒業後、大学院への進学を目的とした研究生として在籍していた場合は、研究生の時点から引き続き行っているものであること。）を継続すること（以下「継続就職活動」という。）を目的として本邦への在留を希望する者（以下「継続就職活動大学生等」という。）

（注1）学校教育法上の高等専門学校を卒業した外国人についても、大学を卒業した外国人と同様に取り扱うものとする。また、標準修業年限まで大学院に在籍し、博士課程の修了に必要な単位を取得している旨の大学の証明がある（いわゆる単位取得満期退学）外国人については、大学の博士課程を卒業しているものに準じて取り扱うものとする。

なお、大学院（博士課程に限る。）を単位取得満期退学後、博士課程に係る論文を作成するために研究生として在学していたことが確認できる外国人については、「大学院への進学を目的とした研究生として在籍していた場合」に準じて取り扱うものとする。

（注2）本邦の大学院を修了した外国人から就職活動を行うとして在留資格変更許可申請があったときは、申請人が在学中に就職活動を行っていない場合であっても、直前まで在籍していた大学院の指導担当者等から研究活動等への専念を理由に就職活動ができなかった旨の理由書（任意様式）が提出された場合は、継続就職活動を行うものとして取り扱って差し支えない。

イ 在留資格「留学」をもって在留する本邦の学校教育法上の専修学校専門課程（告示日本語教育機関及び認定日本語教育機関の日本語課程を除く。）において、専門士の称号を取得し、同課程を卒業した外国人であつて、かつ、継続就職活動をするを目的として本邦への在留を希望する者のうち、当該専門課程における修得内容が「技術・人文知識・国際業務」等の就労に係るいずれかの在留資格（専門士の称号を取得し同課程を卒業した者では、第12編に定める要件（以下この項において「基準等」という。）を満たすことのできない在留資格を除く。）に該当する活動と関連があると認められる者（以下「継続就職活動専門学校生」という。）

（注）継続就職活動専門学校生に係る在留資格変更許可申請の審査に当たっては、「専門課程における修得内容が「技術・人文知識・国際業務」等の就労に係るいずれかの在留資格（専門士の称号を取得し同課程を卒業した者では基準等を満たすことのできない在留資格を除く。）」の基準を満たすことを要することから、在留資格の変更の可否に当たっては、就労審査担当部門に合議すること。

なお、「専門士の称号を取得し同課程を卒業した者では基準等を満たすことのできない在留資格」とは、「技能」の在留資格のように実務経験を必要とする在留資格、「芸術」のように相当程度の業績があることを前提に資格該当性があると認められる在留資格等をいい、申請する者の外国における学歴、実務経験については、専門学校に通っていたことに依拠して就職活動を行うことを希望するものとは認められないことから、審査において考慮する必要はない。

（3）立証資料

継続就職活動を行おうとする外国人（以下「継続就職活動者」という。）に係る在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の際に提出を求める立証資料については次のとおりとする。ただし、在留期間更新許可申請の際には、次のア（イ）並びにイ（イ）、（ウ）及び（カ）の資料の提出を要しない。

ア 継続就職活動大学生等

（ア）在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書

(イ) 直前まで在籍していた大学の卒業（又は修了）証書又は卒業（又は修了）証明書

(注) 本邦の大学の本科を卒業後、大学院への進学を目的とした研究生として大学に在籍していた場合、本邦の大学の卒業（又は修了）証書又は卒業（又は修了）証明書及び研究成果報告書等の研究生として適当な活動を行っていたことを証する文書の提出を要する。

(ウ) 直前まで在籍していた大学による継続就職活動についての推薦状

(エ) 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

(注) 本邦の大学院を修了した者からの申請について、申請人が研究活動等への専念を理由に在学中に就職活動を行っていなかった場合は、就職活動を行うことができなかった理由について、直前まで在籍していた大学院の指導担当者等が作成した理由書（任意様式）の提出を求める。

イ 継続就職活動専門学校生

(ア) 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書

(イ) 直前まで在籍していた専修学校の発行する専門士の称号を有することの証明書

(ウ) 直前まで在籍していた専修学校の卒業証書又は卒業証明書及び成績証明書

(エ) 直前まで在籍していた専修学校による継続就職活動についての推薦状

(オ) 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

(カ) 専門課程における修得内容の詳細を明らかにする資料

(注1) 上記(1)でいう「就職活動を行っており、かつ、当該教育機関による推薦がある」ことについては、上記(3)ア(ウ)又はイ(エ)の推薦状(第3章様式(参考))の提出をもって、これに該当するものとして取り扱う。

なお、継続就職活動者から推薦状が提出されない場合において、以下の点を確認できるときは、推薦状の提出があった者と同様に審査の対象として差し支えない。

- ① 継続就職活動者から推薦状が提出できないことについての理由書（推薦状の発行を教育機関に依頼した経緯及び発行が得られなかった理由が具体的に説明されているもの。様式は任意。）を提出させ、

教育機関が推薦状を発行しない原因が継続就職活動者にないと認められること（理由書の記載内容に疑義等がある場合は必要に応じて教育機関に確認を行うこと。）。

- ② 成績証明書や当庁が保有する情報等を踏まえ、就労資格等に変更することが相当ではないと認められる者ではないこと。

また、上記（3）ア（エ）及びイ（オ）については、継続就職活動者が就職活動を継続して行っていることに疑義がある場合、就職活動に関する具体的な資料（訪問（予定）先企業名及び訪問（予定）日又は試験（予定）日の記載された文書）の提出を求めることとする。

（注2）「特定活動」への在留資格変更後から6か月経過後における申請人の就職活動状況を踏まえた大学等の推薦を確認する必要があること、また、卒業後1年間に渡る就職活動について大学による継続した確認・把握が期待されることなどから、在留期間更新許可申請の際にも推薦状の提出を求めることとしている。

（4）在留資格及び在留期間

継続就職活動者から在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請があった場合で、卒業した教育機関の推薦があり、卒業前から就職活動を行っていることが確認され、在留状況に問題がない等許可することが相当であるときは、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。ただし、継続就職活動専門学校生については、上記に加え、当該専門課程における修得内容が「技術・人文知識・国際業務」等の就労に係るいずれかの在留資格（専門士の称号を取得し同課程を卒業した者では基準等を満たすことのできない在留資格を除く。）に該当する活動と関連があると認められる場合に限る。

ア 在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ 在留期間

原則として、「6月」とする。

なお、継続就職活動者の在留期間更新許可申請があった場合については、卒業から1年未満であることを確認し、資格外活動等在留状況に問題のない場合は1回の更新を認めるものとする。この場合、在留期間は残余の期間に応じて月単位

で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「6月」、「5月」又は「4月」のいずれかを決定する。

(注1) 卒業から3月以上経過してからの在留資格変更許可申請については、入管法第22条の4第1項第6号に該当すると考えられるところ、この場合において取り消さないとの判断をし、「特定活動」への変更を許可する場合には、上記の継続就職活動者の在留期間更新許可の規定と同様とする。

(注2) 在学中に就職活動をしている留学生が大学又は専修学校を卒業する前に現に有する在留期間が満了する場合の注意喚起

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可申請があった場合において、許可処分を行う場合は、卒業後に継続して就職活動を行う際には在留資格変更許可申請が必要であること及び卒業後3月を超えると在留資格の取消しを行う可能性がある旨を伝える。

(注3) 留学生が大学又は専修学校を卒業する前に就職先が決定したとして就労を目的とする在留資格変更許可申請を行い又は就職先が内定した者の採用までの間の在留を目的とする「特定活動」への在留資格変更許可申請を行い、卒業後に当該申請が許可されないこととなった場合の取扱い

出国準備を目的とする「特定活動」の在留資格に直ちに变更させるのではなく、卒業後1年未満であって、申請人がその後も継続して就職活動を希望する場合は、申請人から申請内容変更申出書及び上記(3)において規定する立証資料を求め、さらに就職活動を行うことが確認され、その他在留状況に問題がない等許可することが相当であるときには、継続就職活動を目的とする「特定活動」への変更を許可するものとする。

(注4) 継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格で在留する者が、就職先が決定したとして就労を目的とする在留資格変更許可申請を行い又は就職先が内定した者の採用までの間の在留を目的とする「特定活動」への在留資格変更許可申請を行い、在留期限経過後に当該申請が許可されないこととなった場合の取扱い

上記(注3)と同様の取扱いとする。

(注5) 学生の内定取消に対する救済措置等、大学が学生に対して就職活動のための留年を認める措置を設けている場合の取扱い

学生の内定取消に対する救済措置等、大学が学生に対して就職活動のための留年を認める措置を設けている場合(当該措置の対象となる者の活動

が在留資格「留学」に該当しない場合に限る。)には、上記(3)アの立証資料(イ)を除く。)及び当該措置の内容を明らかにする資料の提出を求め、許可することが相当であるときは継続就職活動を目的とする「特定活動」を許可して差し支えない。

(5) 資格外活動許可

第10編第2章第2節第2の7のとおり

(6) 継続就職活動者の家族滞在者の取扱い

継続就職活動者の家族が「家族滞在」の在留資格で在留している場合で、その在留期間の満了後も引き続き本邦での在留を希望するときは、「特定活動」の在留資格変更許可申請を案内する(本邦において出生し、出生から60日を超えて継続就職活動者の家族として本邦での在留を希望する者については、在留資格取得許可申請を案内する。)。この場合の審査上の留意点については、「家族滞在」の在留資格と同一の取扱いとし、許可する場合には、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

なお、当該家族の在留期間の満了日が、継続就職活動者の「留学」の在留資格による在留期間の満了日を超えるときについても、在留資格変更許可申請を行うよう指導する。

ア 在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。)を指定されて在留する者((国籍)人(氏名))の扶養を受ける(配偶者又は子)として行う日常的な活動(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。)」

イ 在留期間

継続就職活動を目的として「特定活動」で在留する者の在留期限までの期間に応じて、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「4月」以上の在留期間を決定する。

ウ 資格外活動許可

第10編第2章第2節第2の7のとおり

(7) 大学等を卒業後2年目も継続就職活動を行う者の取扱い

ア 取扱いの概要等

(ア) 継続就職活動大学生等が大学等を卒業等した後2年目に、地方公共団体が実施する留学生就職支援事業で下記(ウ)の要件に適合するもの(以下「適合就職支援事業」という。)の対象者として、インターンシップへの参加を含む就職活動を行おうとする場合には、更に最長1年間の滞在を可能にすることとし、「特定活動」(6月)への在留資格変更(指定活動の変更)を許可の上、1回の在留期間更新を認め、また、申請に基づき週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与える。

(イ) 対象

継続就職活動大学生等であって、大学等を卒業等した後2年目も継続して就職活動を行うことを目的として、適合就職支援事業の下でインターンシップ等に参加する者として選定された者とする(以下「適合就職支援事業参加者」という。)

(注) 後記16の海外の大学等を卒業等し、一定の要件を満たす日本語教育機関に留学した者が就職活動を継続する場合は、当該取扱いの対象とはならない。

(ウ) 適合就職支援事業の要件

適合就職支援事業は、次のいずれの要件にも該当するものとする。

a 就職支援事業を実施しようとする地方公共団体が、就職支援事業を適切に運営・監督するものであること。

(注) 就職支援事業の運営を外部団体に委託等する場合は、監督権限を適切に行使することが可能な体制を確保すること。

b 就職支援事業が実施される期間が6か月以上であること。

c 地方公共団体が相談窓口を設置するなど各種相談体制を整備し、就職支援事業が実施される全期間にわたって、対象者を支援する措置が講じられていること。

d 地方公共団体が適切な審査を通じて就職支援事業の対象者を選定するものであること。また、選定する数が地方公共団体が管理可能な数であること。

e 地方公共団体が、インターンシップの受入れ企業に、専門的・技術的分野の外国人を採用する意思を有していることを確認していること。

f インターンシップにおいて行おうとする活動が「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格に該当するものであること。

g 地方公共団体が対象者の就職活動状況を定期的に確認することとしていること。

h 地方公共団体が、対象者が何らかの理由により就職支援事業への参加を継続することが困難になった場合に帰国が確保されるよう、適切な措置を講じていること。

イ 在留審査事務の取扱いについて

(ア) 在留資格決定時の取扱いについて

a 立証資料

(a) 申請人が適合就職支援事業の対象者であることの証明書（地方公共団体が発行するものに限る。以下「対象者証明書」という。）

(b) 継続就職活動大学生にあつては直前まで在籍していた大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書、継続就職活動専門学校生にあつては直前まで在籍していた専修学校の発行する専門士の称号を有することの証明書並びに当該専修学校の卒業証書（写し）又は卒業証明書及び成績証明書

(c) 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

(d) 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、「当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書」及びその者が支弁することに至った経緯を明らかにする文書

b 審査に当たっての留意点

対象者証明書の「平成28年12月に法務省入国管理局が定めた「地方公共団体が実施する既卒留学生を対象とした就職支援事業の手引」にのっとり〇〇市適合就職支援事業を行う」旨の記載及びインターンシップにおいて行おうとする活動内容の記載により、上記ア（ウ）の要件への適合性を確認することとする。

なお、この場合であっても、上記ア（ウ）の要件に適合していないおそれがあると認められる場合には、地方公共団体に対し説明等を求めて審査する。

c 決定する在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「出入国在留管理庁がその定める要件に適合すると認めた地方公共団体が実施する就職支援事業の対象者として行う就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（報酬を受ける活動に従事する場合は、当該事業の一環として就業体験する目的で、本邦の公私の機関において自然科学若しくは人文科学の分

野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動に限る。）」

d 在留期間

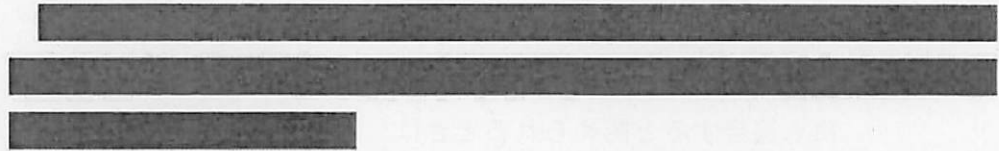
原則として「6月」とする。

e その他

(a) 申請書

申請書(U)を使用し、所属機関等作成用の提出は不要とする。

(b) 入国・在留目的コード



(イ) 在留期間更新許可申請時の取扱いについて

a 立証資料

(a) 対象者証明書

(b) インターンシップ等実績報告書(地方公共団体が発行するもの)

(c) 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、「当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書」及びその者が支弁することに至った経緯を明らかにする文書

b 審査に当たっての留意点

(a) 対象者証明書の「平成28年12月に法務省入国管理局が定めた「地方公共団体が実施する既卒留学生を対象とした就職支援事業の手引」にのっとり〇〇市適合就職支援事業を行う」旨の記載及びインターンシップ等実績報告書に記載された活動実績の内容により、継続して上記ア(ウ)の要件を満たすものであることを確認する。

なお、この場合であっても、上記ア(ウ)の要件に適合していないおそれがあると認められる場合には、地方公共団体に対し説明等を求めて審査する。

(b) 申請人が卒業から2年未満であること、また、対象者証明書及びインターンシップ等実績報告書の記載内容により、指定された活動を引き続き行おうとするものであることを確認する。なお、指定された活動の実績が認められない場合は、在留期間の更新を認めない。

c 在留期間

大学等卒業後2年を超えない範囲内で、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「6月」、「5月」又は「4月」のいずれかを決定する。

d その他

- (a) 申請書及び入国・在留目的コードについては、上記イeに同じ。
- (b) 就職先が内定した者について、第12編第21節第2の14に規定される、採用時期を理由とした在留資格の変更（いわゆる内定者としての在留）は原則認めない。

ウ 資格外活動許可の取扱いについて

第10編第2章第2節第1の1、2、4及び5について審査し、いずれの要件にも適合すると認められるときは、週28時間以内の包括的な資格外活動を許可して差し支えない。

エ 適合就職支援事業参加者の家族の取扱いについて

継続就職活動大学生等の家族が「特定活動」の在留資格で在留している場合で、当該継続就職活動大学生等が適合就職支援事業の対象者として選定されたことを理由に、その在留期間の満了後も引き続き本邦での在留を希望するときは、「特定活動」の在留資格変更許可申請（指定活動の変更）を案内する。この場合の審査上の留意点については、「家族滞在」の在留資格と同一とし、許可する場合には、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

(ア) 在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「出入国在留管理庁がその定める要件に適合すると認めた地方公共団体が実施する就職支援事業の対象者として行う就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（報酬を受ける活動に従事する場合は、当該事業の一環として就業体験する目的で、本邦の公私の機関において自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動に限る。）を指定されて在留する者（（国籍）人（氏名））の扶養を受ける（配偶者又は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

(イ) 在留期間

- a 扶養者である適合就職支援事業参加者と同時期に申請が行われる場合には、扶養者と同じ在留期間を決定する。

- b 上記a以外の場合には、扶養者に決定される在留期間の中から、扶養者の在留期限までの残余期間を上回る最小の在留期間を決定する。

(ウ) 資格外活動許可

上記ウと同様の取扱いとする。

15 海外の大学等を卒業等した留学生の就職活動支援に係る取扱い

(1) 取扱いの概要

海外の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）し、一定の要件を満たす本邦の日本語教育機関に留学した外国人から、当該日本語教育機関を卒業等した後も本邦に在留し、当該日本語教育機関在籍中から行っている就職活動の継続を希望するとして在留資格変更許可申請等があった場合には、当該日本語教育機関を卒業等した後、最長1年間に限り、就職活動の継続のための在留資格「特定活動」への変更等を許可する。

(2) 対象

次のいずれにも該当するもの

ア 留学生の要件

(ア) 海外の大学等を卒業等し、学士以上の学位を取得していること。

(イ) 在籍していた日本語教育機関における出席状況がおおむね9割以上と良好であること。

(ウ) 就職活動を継続するための適切な経費支弁能力を有していること（就職活動の継続のための在留資格「特定活動」で在留する場合においても、包括的な資格外活動許可は1週において28時間まで受けることが可能。また、インターンシップの場合などは、1週について28時間を超える個別の資格外活動許可を受けることも可能。）

(エ) 日本語教育機関在籍中から本邦での就職活動を行っていること。

(オ) 在籍していた日本語教育機関と卒業等後も定期的に面談を行い、就職活動の進捗状況を報告するとともに、就職活動に関する情報提供を受けること。

(カ) 日本語教育機関を卒業等した後も就職活動を継続することに関し、在籍していた日本語教育機関から推薦状を取得していること。

イ 日本語教育機関の要件

(ア) 日本語教育機関認定法に基づき、文部科学大臣の認定を受けた留学のための課程を置く日本語教育機関であること。

なお、令和11年3月31日までの間は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第1に掲げる日本語教育機関であることをもって、本要件を満たすものとみなす。

(イ) 直近3年間において、在籍管理が適切に行われていること。

(注)

(ウ) 職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく職業紹介事業の許可の取得若しくは届出を行っていること又は就職を目的とするコースを備えていること。

(エ) 在籍していた留学生の本邦における就職について、直近1年間において1名以上又は直近3年間において2名以上の実績があること。

(オ) 本件措置を活用する留学生の就職支援のため、当該留学生と卒業等後も定期的に面談し、就職活動の進捗状況の確認及び就職活動に関する情報提供を行うこと。

(カ) 本件措置を活用する留学生が、就職活動の継続のための在留資格「特定活動」の在留期間内に就職が決定しなかった場合又は就職活動を取り止める場合には、適切な帰国指導を行うこと。

(3) 立証資料

ア 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書（申請人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が経費を支弁するに至った経緯を明らかにする文書）

イ 直前まで在籍していた日本語教育機関の卒業等証書（写し）又は卒業等証明書

ウ 直前まで在籍していた日本語教育機関が発行する出席状況の証明書

エ 海外の大学等を卒業し、学士以上の学位を取得していることを証明する文書（海外の大学等の卒業等証書（写し）又は卒業等証明書）

オ 直前まで在籍していた日本語教育機関による継続就職活動についての推薦状

カ 日本語教育機関在籍中から継続して就職活動を行っていることを明らかにする資料

キ 直前まで在籍していた日本語教育機関と定期的に面談を行うとともに、就職活動に関する情報提供を受ける確認書

ク 直前まで在籍していた日本語教育機関が上記（2）イ（ウ）から（カ）までの要件に適合していることが確認できる資料

（注1）上記オに関し、本件措置を活用する留学生については、就職活動のための在留資格「特定活動」への在留資格変更後における就職活動状況を踏まえた日本語教育機関の推薦を改めて確認する必要があること。また、日本語教育機関との定期的な面談による就職活動の進捗状況確認や在留期間満了時の帰国指導等によって在留管理を徹底する必要があることから、就職活動のための在留資格「特定活動」に係る在留期間更新許可申請の際にも推薦状の提出を求める。

（注2）上記カに関し、例として、訪問（予定）先企業名及び訪問（予定）日又は試験（予定）日が記載された文書等の提出を求める。

（注3）就職活動の継続のための在留資格「特定活動」に係る在留期間更新許可申請の際には、上記イからエまでの資料については提出を要しない。

（4）在留資格及び在留期間

本件措置の活用を目的とする在留資格変更許可申請又は在留機関更新許可申請があった場合において、上記（3）の立証資料により上記（2）ア及びイの要件を満たしていることが確認され、申請人の在留状況に問題がないなど、許可することが相当であるときは、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

ア 在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ 在留期間

原則として、「6月」とする。

なお、本件措置の活用を目的とする在留期間更新許可申請があった場合には、申請人が日本語教育機関を卒業等した後の経過期間が1年未満であることを確認し、申請人の在留状況に問題がないときは、1回に限り更新を認める。

この場合、在留期間は日本語教育期間を卒業等した後の経過期間に応じて月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「6月」、「5月」、又は「4月」のいずれかを決定する。

(注1) 卒業等した後3月以上経過してからの在留資格変更許可申請については、入管法22条の4第1項第6号に該当すると考えられるところ、この場合において取り消さないとの判断をし、「特定活動」への変更を許可する場合には、上記の在留期間更新許可の規定と同様にする。

(注2) 留学生が日本語教育機関を卒業等する前に現に有する在留期間が満了する場合の注意喚起

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可申請があった場合において、許可処分を行う場合は、卒業等した後に継続して就職活動を行う際には在留資格変更許可申請が必要であること及び卒業等した後に3月を超えると在留資格の取消しを行う可能性がある旨を伝える。

(注3) 留学生が日本語教育機関を卒業等する前に就職先が決定したとして就労を目的とする在留資格変更許可申請を行い又は就職先が内定した者の採用までの間の在留を目的とする「特定活動」への在留資格変更許可申請を行い、卒業等した後に当該申請が許可されないこととなった場合の取扱い

出国準備を目的とする「特定活動」の在留資格に直ちに變更させるのではなく、卒業等した後の経過期間が1年未満であって、申請人がその後も継続して就職活動を希望する際は、申請人から申請内容変更申出書及び上記(3)において規定する立証資料を求め、本件措置の活用要件を満たしていることが確認され、その他在留状況に問題がない等許可することが相当であるときには、就職活動の継続のための在留資格「特定活動」への変更を許可するものとする。

(注4) 就職活動の継続のための在留資格「特定活動」で在留する者が、就職先が決定したとして就労を目的とする在留資格変更許可申請を行い又は就職先が内定した者の採用までの間の在留を目的とする「特定活動」への在留資格変更許可申請を行い、在留期限経過後に当該申請が許可されないこととなった場合の取扱い

上記(注3)と同様の取り扱いとする。

(注5) 就職活動の継続のための在留資格「特定活動」への在留資格変更を許可されて在留する者からの在留期間更新許可申請時に、直近まで在籍してい

た日本語教育機関が前記（２）イ（ア）から（エ）までのいずれかを満たさない場合は、申請人の在留状況に問題がなく、前記（２）アに掲げる各要件を満たしているときは、在留期間の更新を許可する。

なお、当該日本語教育機関が前記（２）イ（オ）又は（カ）を満たさない場合は、当該日本語教育機関による申請人に対する適切な就職支援及び就職活動を取り止めた場合等の帰国指導が見込めないことから、在留期間の更新を認めない。

（５）入国・在留目的コード



（６）資格外活動許可

第10編第2章第2節第2の7に該当するものとして取り扱う。

16 大学等を卒業した留学生が大学院に進学する場合における「特定活動」への在留資格変更許可等の取扱い

（１）取扱いの概要

大学を卒業後、大学院への進学が決定している留学生又は継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格で在留する元留学生で、その入学時期が現に有する在留資格の在留期間満了後となる者については、進学先の大学院において、当該者との間で、一定期間ごとに連絡をとること、入学を取り消した場合においては、遅滞なく地方局等に連絡すること等について誓約するときは、進学待機を目的とする「特定活動」への在留資格変更を許可し、入学までの間、滞在することを可能とするとともに、資格外活動許可申請に基づき、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与える。

（２）対象

本邦の学校教育法上の大学（大学院を含む。以下同じ。）を卒業（又は修了）した外国人（別科生、聴講生、科目等履修生及び研究生を除く。）であって、卒業後大学院への入学までの間、進学を目的とし継続して本邦在留を希望する次のいずれかに該当する者

ア 在留資格「留学」をもって在留する者（大学卒業後1年以内に大学院へ入学する者に限る。）

（注）例えば、大学を9月に卒業する者が、在学中に大学院の入学試験に合格し、その入学時期が翌年の4月である場合等を想定している。

イ 継続就職活動を目的とする活動の指定を受けた「特定活動」をもって在留する者（大学卒業後1年3月以内に大学院へ入学する者に限る。）

（注）例えば、大学を3月に卒業した者で、継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格で在留中の8月に大学院の入学試験に合格し、その入学時期が翌年の4月である場合等を想定している。

（3）立証資料

進学待機者に係る在留資格変更許可申請の際に提出を求める立証資料は、次のとおりとする。ただし、上記（2）アに該当する者から申請があった場合は、次のオ及びカの提出を要しない。

ア 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書

当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書

イ 直前又は継続就職活動前まで在籍していた大学の卒業（又は修了）証書又は卒業（又は修了）証明書

ウ 入学予定の大学院から発行された入学予定の事実及び入学日が確認できる資料（入学許可書等）

エ 入学予定の大学院による連絡義務等の遵守が記載された誓約書

オ 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

カ 継続就職活動から進学待機者への在留資格変更理由を記入した理由書

（4）審査上の取扱い

進学待機者から在留資格変更許可申請があった場合で、進学先の大学院において、当該入学予定者との間で一定期間ごとに連絡をとるとともに、入学を取り消した場合においては、遅滞なく地方局等に連絡すること等について誓約し、在留状況に問題がないなど許可することが相当であるときは、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

ア 在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「「（学校名）」に令和〇年〇月〇日から入学することとなっている者が同日までの間に行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ 在留期間

大学院入学予定日までの期間に応じて、1年を限度とし、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「4月」以上の在留期間を決定する。

(注1) 上記(2)アに該当する者による卒業から3月以上経過してからの在留資格変更許可申請については、入管法第22条の4第1項第6号に該当すると考えられるところ、特段の事情があり、この場合において在留資格を取り消さないとの判断をし、「特定活動」への変更を許可する場合には、残余の期間に応じて、1年を限度とし、月単位で決定するものとする。

(注2) 大学院に進学する際に待機期間が生じる可能性のある留学生が大学を卒業する前に現に有する在留期間が満了する場合の注意喚起

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可申請があった場合において許可処分を行うときは、卒業後に大学院への進学を予定しており、その入学時期が新たに決定された在留期限を超える際には、在留資格変更許可申請が必要であること及び卒業後3月を超えると在留資格の取消しを行う可能性がある旨を伝える。

(注3) 大学が学生に対して進学待機のための留年・在籍を認める措置を設けている場合の取扱い

大学が学生に対して進学待機のための留年・在籍を認める措置を設けている場合(当該措置の対象となる者の活動が在留資格「留学」に該当しない場合に限る。)には、前記(3)の立証書類(イ、オ及びカを除く。)及び当該措置の内容を明らかにする資料の提出を求め、許可することが相当であるときは、進学待機を目的とする「特定活動」を許可して差し支えない。

(5) 資格外活動許可

第10編第2章第2節第1の1、2、4及び5について審査し、いずれの要件にも適合すると認められるときは、包括的に資格外活動を許可する。

(6) 進学待機者の家族が「家族滞在」の在留資格で在留している場合で、その在留期間の満了後も引き続き本邦での在留を希望するときは、「特定活動」の在留資格変更許可申請を案内する。この場合の審査状の留意点については、「家族滞在」の在留資格と同一の取扱いとし、許可する場合には、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

ア 在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は、次のとおりとする。

「「(学校名)」に令和〇年〇月〇日から入学することとなっている者が同日までの間に行う日常的な活動(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。)を指定されて在留する者((国籍)人(氏名))の扶養を受ける(配偶者又は子)として行う日常的な活動(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。)」

イ 在留期間

進学待機を目的として「特定活動」で在留する者の在留期限までの期間に応じ、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「4月」以上の在留期間を決定する。

ウ 資格外活動許可

前記(5)と同様の取扱いとする。

17 継続就職活動を目的とする「特定活動」で在留中に就職先が内定した者の採用までの在留に係る取扱い

(1) 取扱いの概要

大学等を卒業後、継続就職活動を目的とする「特定活動」で在留中に就職先が内定した者については、我が国での企業の採用時期が一般的に4月であることから、当該内定者と内定した企業との間において一定期間ごとに連絡をとること、内定を取り消した場合においては、遅滞なく地方局等に連絡すること等について、企業が誓約するときは、採用までの間(内定後1年以内であって卒業後1年6月を超えない期間に限る。)滞在することを可能とする。

(2) 対象

在留資格「留学」で在留していた大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同課程を卒業した外国人で、継続就職活動を目的として「特定活動」の在留資格で在留している者が、その在留中に就職先が内定し、内定後1年以内であって、かつ、卒業後1年6月以内に採用される場合において、内定している企業等において従事する活動が「技術・人文知識・国際業務」等の就労に係るいずれかの在留資格への変更が認められるもの

(注1) 対象となるのは、「内定後1年以内であって、かつ、卒業後1年6月以内に採用される場合」であるので、内定後1年又は卒業後1年6月を超えた日以降に採用される場合には対象とはならない。

(注2) 大学等を9月に卒業する者が、在学中に就職先が内定し、その採用時期が翌年の4月である場合等で、採用までの間本邦に滞在することを希望する場合にも、対象として差し支えない。

(注3) 「「技術・人文知識・国際業務」等の就労に係るいずれかの在留資格」について、「特定技能1号」の在留資格についても対象に含む。

(3) 立証資料

内定後採用までの間の在留を希望する外国人に係る在留資格変更許可申請の際に提出を求める立証資料については次のとおりとする。

ア 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書

イ 内定した企業において、採用後に行う活動に応じて変更することとなる、就労に係る在留資格への在留資格変更許可申請に必要な資料

ウ 内定した企業からの採用内定の事実及び内定日を確認できる資料

エ 連絡義務等の遵守が記載された誓約書

オ 採用までに行う研修等の内容を確認できる資料（該当する活動がある場合に限る。）

(注) 上記(1)でいう、「内定した企業が一定期間ごとに内定者に連絡をとること（又は内定者が内定した企業に連絡させること）、内定を取り消した場合においては、遅滞なく地方局等に連絡すること等について、企業が誓約する」ことについては、誓約書（第3章様式（参考））の提出をもって、これに該当するものとして取り扱う。

(4) 審査上の取扱い

継続就職活動を目的として「特定活動」の在留資格をもって在留している外国人について卒業後に就職先が内定し、内定後1年以内であって、かつ、卒業後1年6月以内に採用される当該外国人から在留資格変更許可申請があった場合において、内定した本邦の企業から誓約書の提出があり、かつ、採用後に当該企業で従事する活動が就労に係る在留資格に該当し、当該就労に係る在留資格に定められた基準に適合するとともに、在留状況に問題がないなど許可することが相当であるときは、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

(注1) 大学等を9月に卒業する者が、在学中に就職先が内定し、その採用時期が来年の4月である場合等で、採用までの間本邦に滞在することを希望した場合にも、同様に措置して差し支えない。

(注2) 審査に当たっては、就労に係る在留資格への該当性及び当該在留資格に定められた基準への適合性を判断することになることから、就労審査担当部門において、就労に係る在留資格への変更の可否を判断する。

(注3) 大学等を卒業後、「留学」の在留資格で在留していた者から同様の申請があった場合には、卒業してからの期間、卒業後の在留状況（就職活動を継続していたことの確認を含む。）、及び継続就職活動のための「特定活動」への在留資格変更許可を受けなかった理由等についても確認の上、許可を決定する。

ア 在留資格は、「特定活動」とし、指定する活動は、次のとおりとする。

「（企業名）」に令和〇〇年〇〇月〇〇日から雇用されることとなっている者が同日までの間に行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ 在留期間については、雇用されることとなる日までの期間に応じて、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「4月」以上の在留期間を決定する。

(5) 資格外活動許可

第10編第2章第2節第2の7のとおり

(6) 本措置の対象となる者の家族滞在者の取扱い

就職先が内定した者の採用までの間の継続在留を目的として「特定活動」の在留資格で在留する者の家族が、継続就職活動者の家族滞在者として「特定活動」の在留資格で在留している場合で、その在留期間の満了後も引き続き本邦での在留を希望するときは、本措置の対象となる者の家族滞在者としての「特定活動」へ在留資格変更許可申請をするよう案内する（本邦において出生し、出生から60日を超えて本措置の対象となる者の家族として本邦での在留を希望する者については、在留資格取得許可申請を案内する。）。この場合の審査上の留意点については、「家族滞在」の在留資格と同一の取扱いとし、許可する場合には、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

ア 在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は、次のとおりとする。

「(企業名)」に令和〇〇年〇〇月〇〇日から雇用されることとなっている者が同日までの間に行う日常的な活動(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。)を指定されて在留する者(国籍)人(氏名)の扶養を受ける(配偶者又は子)として行う日常的な活動(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。)」

イ 在留期間

就職先が内定した者の採用までの間の継続在留を目的として「特定活動」で在留する者の在留期限までの期間に応じて、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「4月」以上の在留期間を決定する。

ウ 資格外活動許可

第10編第2章第2節第2の7のとおり

18 大学卒業後も継続して起業活動を行う留学生の卒業後の継続在留に係る取扱い

(1) 取扱いの概要

大学の学部又は大学院を卒業(又は修了)後6月以内に、起業して在留資格「経営・管理」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる、優れた起業・経営能力を有する留学生について、卒業(又は修了)した大学による推薦を受け、起業に必要な事業所が確保され、具体的な事業計画書が提出されている等により、留学生が確実に起業することが認められ、また、大学による起業活動の把握・管理が適切に行われるため必要な措置が講じられている場合には、「特定活動」への在留資格変更を許可することにより、最長で卒業後6月滞在することを可能とする。

(2) 要件

次のいずれの要件にも該当する者

ア 対象者に係る要件

本措置の適用を受けようとする外国人(以下「起業活動外国人」という。)は、次の要件を満たす必要がある。

(ア) 在留資格「留学」をもって在留する本邦の学校教育法上の大学(ただし、短期大学を除く。以下同じ。)の学部又は大学院を卒業(又は修了)した者であること。

(イ) 在学中の成績及び素行に問題がなく、在学中から起業活動を開始しており、大学が推薦する者であること。

(ウ) 事業計画書が作成されており、当該計画書及び会社又は法人の登記事項証明書その他の書面により本邦において開始しようとする事業内容が明らかであつ

て、卒業後6月以内に、起業して在留資格「経営・管理」に在留資格変更許可申請を行うこと及びその申請内容が入管法別表第1の2の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動に該当し、かつ、基準省令に定める基準にも適合することが見込まれること。

(エ) 滞在中の一切の経費を支弁する能力を有していること（当該起業活動外国人以外の者が当該外国人の滞在中の経費を支弁する場合を含む。）。

(オ) 経歴に関する要件

次のいずれかに該当していること。

① 経営に関する分野又は起業する事業に関連する分野において修士以上の学位又は専門職学位を有すること。

② 事業の経営又は管理について、3年以上の職歴を有すること。

(注) 本件取扱いに係る起業活動期間（最長6月）を含めて3年以上となる見込みであるものを含む。

イ 事業規模に係る要件

起業に必要な資金として、3,000万円以上の資金を調達していること及び常勤職員を雇用することが確実であること。

(注1) 3,000万円以上の資金を調達していることとは、現に3,000万円以上の資金を有していることのほか、国、地方公共団体、金融公庫又は銀行等から、助成、補助又は融資等を受けることが決定している場合を含む。また、個人事業として経営を行おうとする場合は、これまでの起業活動の過程で既に投資した資金についても、客観的に投資金額が立証できる場合には、調達した金額として含む。

(注2) 常勤職員を雇用することが確実であることとは、雇用契約を締結している場合等のことである。

ウ 物件調達に係る要件

起業に必要な事業所（店舗、事務所等）用の施設が確保されることが確実であること。

(注) 既に物件を取得している場合や賃貸契約を締結している場合のほか、地方公共団体等から物件の提供を受けることが決定している場合や、既に物件の取得手続きを進めている（手付け金を支払っている等）場合を含む。

エ 日本語能力に係る要件

経営者（申請人）が「日本語教育の参照枠」B2相当の日本語能力を有すること又は同能力を有する常勤職員を雇用することが確実であること。

（注1）「日本語教育の参照枠」B2相当の確認方法については第10節第1の4（1）ウ（ウ）②a及びbを参照。

オ 起業支援に係る要件

大学により、起業活動外国人に対し以下の支援措置のいずれかが行われていること。

（ア）起業家の教育・育成に係る措置（各種教育セミナーの開設、企業との交流会やシンポジウムの開催等）

（イ）事業計画の策定支援

（ウ）資金調達又は物件調達に係る支援措置（助成金、ベンチャーキャピタルの紹介、インキュベーション施設への入居支援等）

カ 在留管理に係る要件

（ア）大学は、毎月の起業活動状況を確認すること。

（イ）6月以内に起業することができなかった場合に備え、起業活動外国人において、帰国のための手段（航空券及び帰国費用）が確保されていること。

キ 起業に失敗した場合の措置

起業活動外国人による起業活動が行われていない又は起業活動の継続が困難になったと思われる状況があるときは、大学は、起業活動外国人の所在を確認の上、直ちに地方局等に報告するとともに、当該外国人の帰国に協力すること。

（注）上記（2）アについて、「在学中から起業活動を開始しており、大学が推薦する」ことについては、推薦状（本編第3章様式（参考））の提出をもって、これに該当するものとして取り扱う。

また、上記（2）カの「大学は、毎月の起業活動状況を確認すること」及びカの「大学は、起業活動外国人の所在を確認の上、直ちに地方出入国在留管理局に報告するとともに、当該外国人の帰国に協力すること」についても、同様に、上記推薦状の提出があれば、当該要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。

（3）立証資料

卒業後も継続して起業活動を行おうとする外国人に係る在留資格変更許可申請の際に提出を求める立証資料については、次のとおりとする。

- ア 直前まで在籍していた大学の卒業（又は修了）証書又は卒業（又は修了）証明書
- イ 直前まで在籍していた大学による推薦状
- ウ 経営・管理に関する専門的な知識を有する者（中小企業診断士、公認会計士及び税理士）による評価を受けた事業計画書
- エ 会社又は法人の登記事項証明書等本邦において開始しようとする事業内容を明らかにする書類
- オ 在留中の一切の経費の支弁能力を証明する文書、当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証明する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書
- カ 申請人の経歴を明らかにする資料
- キ 事業規模を明らかにする文書
- ク 事業所の概要を明らかにする資料又は当該事業所が確保されることが確実であることを証明する文書
- ケ 日本語能力を明らかにする資料
- コ 大学による起業支援の内容を明らかにする資料
- カ 帰国のための手段が確保されていることを明らかにする資料

（注）上記（3）ウについて、「経営・管理に関する専門的な知識を有する者（中小企業診断士、公認会計士及び税理士）による評価」とは、事業の具体性、合理性、実現可能性等に係る評価をいい、当該評価がないもの及び評価が低いものについては本邦において安定的・継続的に在留資格に基づく活動を行うものとは認めない。

上記（3）エについて、「会社又は法人の登記事項証明書等本邦において開始しようとする事業内容を明らかにする書類」には、登記事項証明書のほか、当該登記に係る手続を行っていることが客観的に説明出来る資料（商業・法人登記の申請書の写しなど）も含む。

上記（3）カについては、学歴を証する場合は卒業証明書等、実務経験を証する場合は、履歴書や在職証明書等の提出を求めて確認する。

上記（3）ケの立証資料については、第10節第1の4（1）ウ（ウ）②a及びb参照。上記（3）コについては、パンフレットやホームページの写し等でも差し支えない。

（4）審査上の取扱い

起業活動外国人から在留資格変更許可申請があった場合は、上記（2）で定める要件について審査を行い、当該要件をすべて満たす場合は次の在留資格及び在留期間を許可する。

ア 在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「本邦において貿易その他の事業の経営を開始してその経営を行い又は当該事業の管理に従事するための準備のための活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ 在留期間

原則として、「6月」とする。

なお、卒業後相当期間経過後に在留資格変更許可申請があった場合については、卒業から6月未満であることを確認する。この場合、在留期間は残余の期間に応じて月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「6月」、「5月」又は「4月」のいずれかを決定する。

（注1）卒業後の起業活動を目的とした「特定活動」への在留資格変更許可申請の審査に当たっては、「その申請内容が入管法別表第1の2の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動に該当し、かつ、基準省令に定める基準にも適合することが見込まれること」を要することから、在留資格の変更の許否に当たっては、就労審査担当部門に合議すること。

なお、「基準省令に定める基準にも適合することが見込まれること」については、上記（2）ア（オ）の申請人の経歴に係る要件、（2）イの事業規模に係る要件、（2）ウの物件調達に係る要件及び（2）エの日本語能力に係る要件を満たすことをもって、当該要件を満たすものとして取り扱う。（注2）上記（2）ウの審査の際には、確保が見込まれる事業所用の施設の基準適合性についても併せて審査を行う。従って、上記（3）クの「当該事業所が確保されることが確実であることを証明する文書」を求める場合は、確保が見込まれる事業所の概要が分かる資料についても併せて提出を求める。

（注3）起業活動を行う留学生が大学卒業前に現に有する在留期間が満了する場合で、当該留学生から在留期間更新許可申請がなされたときは、「留学」の在留資格による在留期間の更新の許否を判断し、許可処分を行う場合には、卒業後に継続して起業活動を行う際には在留資格変更許可申請が必要であるこ

と及び卒業後3月を超えると在留資格の取消しを行う可能性がある旨を伝える。

(注4) 起業活動を行う留学生が、大学卒業後に「留学」の在留期間が満了する場合であって、卒業後、在留期間の満了の日までの間に再入国許可による出入国を予定しているときは、「特定活動」への在留資格変更許可を受けた上で再入国許可による出入国をするよう案内する。

(5) 資格外活動の許可

第10編第2章第2節第1の一般原則のとおりとする。

(6) 本措置の対象となる者の家族滞在者の取扱い

起業活動外国人の家族が「家族滞在」の在留資格で在留している場合で、その在留期間の満了後も引き続き本邦での在留を希望するときは、「特定活動」の在留資格変更許可申請を案内する(本邦において出生し、出生から60日を超えて起業活動外国人の家族として本邦での在留を希望する者については、在留資格取得許可申請を案内する。)。この場合の審査上の留意点については、「家族滞在」の在留資格と同一の取扱いとし、許可する場合には、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

なお、当該家族の在留期間の満了日が、起業活動外国人の「留学」の在留資格による在留期間の満了日を超えるときについても、在留資格変更許可申請を行わせるよう指導する。

ア 在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「本邦において貿易その他の事業の経営を開始してその経営を行い又は当該事業の管理に従事するための準備のための活動及び当該活動に伴う日常的な活動(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。)を指定されて在留する者(国籍)人(氏名)の扶養を受ける(配偶者又は子)として行う日常的な活動(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。)」

イ 在留期間

起業活動を目的として「特定活動」で在留する者の在留期限までの期間に応じて、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「4月」以上の在留期間を決定する。

ウ 資格外活動許可

第10編第2章第2節第1の一般原則のとおりとする。

第1章 在留資格の種類

在留資格の種類

在留資格の種類

在留資格の種類

在留資格とは、外国人が日本に滞在し、活動することを許すための法的根拠となる。在留資格の種類は、その目的や期間によって異なり、例えば、短期滞在、長期滞在、労働、学業、家族滞在などがある。また、在留資格の種類によっては、特定の条件を満たさなければならない場合がある。例えば、労働の場合は、労働許可証の取得が必要である。また、学業の場合は、日本の大学や専門学校に入学していることが必要である。家族滞在の場合は、日本の国民や永住者である家族と同居していることが必要である。在留資格の種類は、外国人の日本での生活や活動に大きな影響を与えるため、在留資格の種類を理解することは、外国人にとって非常に重要である。

在留資格の種類

在留資格の種類

在留資格の種類は、その目的や期間によって異なり、例えば、短期滞在、長期滞在、労働、学業、家族滞在などがある。また、在留資格の種類によっては、特定の条件を満たさなければならない場合がある。例えば、労働の場合は、労働許可証の取得が必要である。また、学業の場合は、日本の大学や専門学校に入学していることが必要である。家族滞在の場合は、日本の国民や永住者である家族と同居していることが必要である。在留資格の種類は、外国人の日本での生活や活動に大きな影響を与えるため、在留資格の種類を理解することは、外国人にとって非常に重要である。